

XIII.カナダ
(Canada)

<目次 ～カナダ～>

第1章 金融制度概要	2
1. 金融機関の種類	2
(1) 商業銀行 (chartered banks)	3
(2) 信託会社、貸付会社 (trust companies, loan companies)	4
(3) 信用協同組織 (co-operative credit movement)	5
2. 監督官庁と指導体制	7
3. カナダの金融制度の特徴	8
(1) 英国の影響	8
(2) 米国の経験からの学習	8
(3) ブランチ・バンキングの発展	8
(4) 規制緩和の進展	8
(5) 金融制度改革	9
(6) 最近の金融規制・政策枠組みの改革	11
4. 預金保険制度の枠組み	13
(1) 預金保険機構 (CDIC) 加盟金融機関と対象商品	14
(2) 庶民金庫と信用組合の預金保険制度	14
第2章 郵便貯金の概要	16
1. 郵便貯金の現況等	16
2. 郵便貯金に関する議論	16
第3章 民間リテール金融機関の概要	20
1. トロント・ドミニオン銀行	20
(1) 総資産、預金残高、融資残高、市場シェア	20
(2) 預金利子、預金条件、口座維持手数料、融資条件等の現状	21
(3) 提供商品 (貯蓄商品、リスク性金融商品、保険商品、貸付商品等) の現状	22
(4) 子会社、関連会社への出資状況	22
(5) ESG 投資	24
(6) TCFD 提言への対応	24
2. カナダ・ロイヤル銀行	24
(1) 総資産、預金残高、融資残高、市場シェア	24
(2) 預金利子、預金条件、口座維持手数料、融資条件等の現状	25
(3) 提供商品 (貯蓄商品、リスク性金融商品、保険商品、貸付商品等) の現状	26
(4) 子会社、関連会社への出資状況	26
(5) ESG 投資	27
(6) TCFD 提言への対応	27
3. スコシアバンク	28
(1) 総資産、預金残高、融資残高、市場シェア	28
(2) 預金利子、預金条件、口座維持手数料、融資条件等の現状	29

(3) 提供商品（貯蓄商品、リスク性金融商品、保険商品、貸付商品等）の現状	30
(4) 子会社、関連会社への出資状況	30
(5) ESG 投資	31
(6) TCFD 提言への対応	32
4. 信用協同組織	32
(1) 庶民金庫の設立経緯・特徴	32
(2) 信用組合の設立経緯・特徴	32
(3) 信用協同組織の運営方法	33
(4) 信用協同組織における提供サービス	34
【参考情報】 デジタルダン連合会（Fédération des caisses Desjardins du Québec）	34
第4章 最近の金融動向と今後の展望	36
1. 金融ビジネスにおける DX、フィンテック、キャッシュレスの動向	36
(1) フィンテックの動向	36
(2) キャッシュレス化の状況	38
(3) モバイル決済の動向	40
(4) リテール決済に関する法規制の状況	41
(5) リテール金融機関の顧客接点における DX	41
(6) インターネット専業銀行	44
(7) デジタル通貨導入に向けた動き	44
2. 郵便局金融を含めた金融包摂	46
(1) 格差に関する社会情勢・国民意識とそれらを背景とした格差是正政策	46
(2) 金融包摂政策における国、自治体、郵便局、銀行の関わり	47
(3) 提供される金融商品・サービス	48
(4) 政策評価と方向性	49
3. その他	49
(1) 顧客データを活用したビジネス動向	49
(2) リテール拠点における感染症対策	50
(3) 高齢化対策	51
＜出所資料一覧＞	52

<略語集>

略語	原語(英語、フランス語)	日本語訳
AMF	Autorité des Marchés Financiers	金融市場庁
CDIC	Canada Deposit Insurance Corporation	カナダ預金保険機構
CMSBA	Canadian Money Service Business Association	カナダ金銭サービス業協会
CSA	Canadian Securities Administrators	カナダ証券管理委員会
CUDIC	Credit Union Deposit Insurance Corporation	信用組合預金保険公社
DICO	Deposit Insurance Corporation of Ontario	オンタリオ州預金保険公社
EFT	Electronic Funds Transfer	電子資金振替
FCAC	Financial Consumer Agency of Canada	金融消費者局
FINTRAC	Financial Transactions and Reports Analysis Centre of Canada	金融取引・分析センター
FISC	Financial Institutions Supervisory Committee	金融機関監督委員会
GIC	Guaranteed Investment Certificate	保証投資証書
ICA	International Co-operative Alliance	国際協同組合連盟
IIROC	Investment Industry Regulatory Organization of Canada	カナダ投資業規制機構
OSFI	Office of the Superintendent of Financial Institutions	金融機関監督庁
RBC	Royal Bank of Canada	カナダ・ロイヤル銀行
RESP	Registered Education Savings Plan	登録教育貯蓄プラン
RRIF	Registered Retirement Income Fund	登録年金基金
RRSP	Registered Retirement Savings Plan	登録退職貯蓄プラン
SAC	Senior Advisory Committee	上級諮問委員会
SIN	Social Insurance Number	社会保険番号
TFSA	Tax-Free Savings Account	非課税貯蓄口座

カナダドル。1ドル=0.72カナダドル、1カナダドル=103.48円(2025/4/14)

第1章 金融制度概要

カナダの預金取扱金融機関（deposit-taking institutions）は、1991年銀行法（Bank Act）、信託及び貸付会社法（Trust and Loan Companies Act）、各州・準州の州法（準州法）など銀行の業態ごとに根拠法が制定されており、その業務等が定められている。

1. 金融機関の種類

カナダにおける預金取扱金融機関は、「商業銀行」（chartered banks）、「信託、貸付会社」（trust companies、loan companies）、「信用協同組織」（co-operative credit movement）の3つに分類される。信用協同組織はさらに、仏語圏の「庶民金庫」（caisses populaires）、英語圏の「信用組合」（credit unions）に細分化される。

図表 1: 金融機関の業態分類

大分類	中分類		機関数	根拠法
預金取扱 金融機関 (Deposit- taking institutions)	商業銀行 (Chartered banks)	国内銀行 (Domestic banks)	35	銀行法 (Bank Act)
		外国銀行子会社 (Foreign banks)	15	
		外国銀行支店 (Foreign bank branches)	29	
	信託会社 (Trust companies)		41	信託及び貸付会社法 (Trust and Loan Companies Act)、ある いはこれに該当する州 法に基づき設立
	貸付会社 (Loan companies)		12	
	信用協同組織 (Co-operative credit movement)	庶民金庫 (Caisses populaires)	422	州 (provinces)、ある いは準州 (territories) の法律に基づき設立
信用組合 (Credit unions)				
非預金取扱 金融機関 (Non- deposit- taking institutions)	生命保険会社 (Life insurance companies)		58	保険会社法 (Insurance Companies Act)、ある いはこれに該当する州 法に基づき設立
	フラタernal組合 (Fraternal benefit societies)		8	
	損害保険会社 (Property and casualty companies)		145	
	証券会社 (Securities companies) 投資信託 (Mutual funds) 販売金融会社 (Sales financing companies) 消費者ローン会社 (Consumer loan companies) ベンチャーキャピタル (Venture capital companies)		-	州法

(注) データの出所の違いから、信用協同組織とそれ以外の機関でデータの時点が異なる。

信用協同組織の機関数はカナダ信用組合協会データ 2024年9月末時点。それ以外の金融機関の機関数は OSFI ウェブページ 2024年11月26日時点。

(出所) 金融機関監督庁 (Office of the Superintendent of Financial Institutions, OSFI)、(閲覧日: 2024年11月26日) <http://www.osfi-bsif.gc.ca/Eng/wt-ow/Pages/fd-df.aspx>

“Who We Regulate” <https://www.osfi-bsif.gc.ca/Eng/wt-ow/Pages/wwr-er.aspx?sc=1&gc=1#WWRLink11> “Financial data”

カナダ信用組合協会 (Canadian Credit Union Association, CCUA)、“National System Results Second Quarter 2024”

https://ccua.com/app/uploads/private-files/2Q24SystemResults_18-Sep-24.pdf

預金取扱金融機関全体の総資産の規模は、概ね右肩上がりの増加が継続しており、2001年12月末の2.0兆カナダドルに対して2024年12月末は9.9兆カナダドルと、5倍の規模に成長した。預金取扱金融機関のうち、特に成長率、金額とも全体を牽引しているのが商業銀行であり、2024年9月末の総資産は9.1兆カナダドル、預金取扱金融機関全体の91.2%を占めている。一方、信用組合・庶民金庫の総資産は3,123億カナダドルにとどまっている¹。

(1) 商業銀行 (chartered banks)

カナダの預金取扱金融機関の中心となっているのが商業銀行である。銀行設立に際し、1980年までは総督 (The Governor in Council) の承認により、財務大臣が許可証 (charter) を発行していたため、現在も英名では「chartered bank」と呼ばれている。但し、現在は財務大臣が連邦法である銀行法 (Bank Act) に則って発行する許可証「Letter patent of incorporation」に基づき設立される。

商業銀行は、金融機関監督庁 (Office of the Superintendent of Financial Institutions, OSFI) の監督・規制を受ける。預金 (要求払い、通知、定期) の受入れや金融債等の発行により調達した資金の貸出しや、債券投資や運用、決済サービス等を行っている。証券業務については、公共債の引受けとディーリングに限り認められている。不動産仲介、情報サービス等も提供できる。多くの商業銀行は、オンタリオ州トロント市かケベック州モントリオール市に本店を置き、全国に支店を設けている。

商業銀行数は、国内銀行35行、外国銀行子会社15行、外国銀行支店29行の全79行である。外国銀行支店の中には、貸出業務のみ許可された外国銀行4行が含まれる。2024年9月末時点の商業銀行の総資産は9.1兆カナダドルである。うち、ビッグ・シックス (Big Six)² と呼ばれる大手国内銀行6行の資産合計は、2024年9月末時点で8.3兆カナダドルと、商業銀行全体の約91%を占めている。ビッグ・シックスは支店数においても圧倒的なプレゼンスを誇っており、各行1,000店舗前後を抱える。カナダは外国資本の参入を制限し、国内の銀行を優遇していたこともあり、国内銀行が市場を寡占している。ビッグ・シックス以外の銀行は、特定の分野に特化する戦略をとっていることが多く、住宅ローンや商業不動産向け貸出、クレジットカード事業などを主に手掛けている³。

図表 2: ビッグ・シックスの総資産、預金残高、貸出残高 (単位: 10 億カナダドル)

	2024 年度			2023 年度		
	総資産	預金残高	貸出残高	総資産	預金残高	貸出残高
トロント・ドミニオン銀行 (TD) The Toronto-Dominion Bank	1,967	1,221	938	1,885	1,159	868
カナダ・ロイヤル銀行 (RBC) Royal Bank of Canada	2,076	1,361	978	2,006	1,232	858
スコシアバンク (Scotiabank) The Bank of Nova Scotia	1,402	949	759	1,411	952	751

¹ <https://www.osfi-bsif.gc.ca/en/data-forms/financial-data>

<https://ccua.com/resources/national-sector-results-2023-q4/>

² ビッグ・シックスとは、Toronto-Dominion Bank, Royal Bank of Canada, Bank of Nova Scotia, Bank of Montreal, Canadian Imperial Bank of Commerce, National Bank of Canada の6行を指す。

³ 金融機関監督庁 (OSFI) “Deposit-taking Institutions” (閲覧日: 2020年5月7日)

<http://www.osfi-bsif.gc.ca/Eng/fi-if/dti-id/Pages/default.aspx>

モントリオール銀行(BMO) Bank of Montreal	1,400	965	673	1,347	911	664
カナダ帝国商業銀行(CIBC) Canadian Imperial Bank of Commerce	1,021	743	550	975	723	540
カナダ・ナショナル銀行(NBC) National Bank of Canada	454	321	240	423	288	225
ビッグ・シックス合計	8,320	5,559	4,138	8,047	5,265	3,906

(注) 各行の会計年度は、当年 11 月 1 日から翌年 10 月 31 日。貸出残高はネットベース。

(出所) 各行ウェブサイト (閲覧日: 2024 年 11 月 27 日)

Royal Bank of Canada	http://www.rbc.com/investorrelations/quarterly-financial-statements.html
The Toronto-Dominion Bank	https://www.td.com/investor-relations/ir-homepage/financial-reports/quarterly-results/
The Bank of Nova Scotia	https://www.scotiabank.com/ca/en/about/investors-shareholders.html
Bank of Montreal	https://www.bmo.com/main/about-bmo/banking/investor-relations/home
Canadian Imperial Bank of Commerce	https://www.cibc.com/en/about-cibc/investor-relations.html
National Bank of Canada	https://www.nbc.ca/en/about-us/investors/investor-relations.html

なお、1967年銀行法の改正により、商業銀行には株式の分散所有が義務付けられた。これにより、いかなる場合でも単一資本による株式保有は10%以下に制限されており、外国系資本銀行のカナダ進出を実質的に阻止してきた。しかし、こうした分散所有義務は、逆に外国におけるカナダ金融機関の取扱いにも影響を与えるとして、1980年の銀行法改正では、分散所有を必要としない銀行の設立を認め、子会社（現地法人）形態での外国資本の銀行参入が自由化された。

外国資本の進出が許可される1980年以前から存在していた銀行をスケジュールⅠ銀行と呼び、株式の分散所有を要しない銀行をスケジュールⅡ銀行と呼んでいる。スケジュールⅡ銀行には1980年以降設立されたカナダ国内資本による銀行や外国銀行の現地法人が含まれる。カナダ国内資本による銀行は、設立に際しては株式の分散所有を要しないが、銀行免許取得後10年以内に分散所有の要件を満たすこととされている。

(2) 信託会社、貸付会社 (trust companies, loan companies) ⁵

信託会社、貸付会社は連邦法である信託及び貸付会社法 (Trust and Loan Companies Act) ⁶、或いはこれに該当する州法を根拠法として設立され、それぞれ連邦政府又は州政府の監督・規制を受ける。機関数は信託会社が41社、貸付会社が12社で、総資産はそれぞれ2,419億カナダドル、3,183億カナダドルである(2024年9月末)。

信託会社と貸付会社は、いずれも主力商品である不動産担保ローンに加えて、個人年金信託、企業年金信託、遺言信託等を提供している。また、両者とも預金、保証投資証券 (Guaranteed Investment Certificate, GICs) 等の一種の預金の受入れを行っており、重要な収益基盤となっている。信託会社と貸付会社は共通の根拠法に依拠することから同一の業態として扱われているが、信託会社は年金、信託、不動産業務など、貸付会社は住宅ローンが業務の中心として位置づけられている。

⁴ Financial Consumer Agency of Canada Act Section184 で定義

⁵ 金融機関監督庁 (OSFI) “Trust and Loan Companies” (閲覧日: 2020年6月12日)
<http://www.osfi-bsif.gc.ca/Eng/fi-if/dti-id/tl-fp/Pages/default.aspx>

The Canadian Encyclopedia “Trust Company” (閲覧日: 2020年6月12日)
<https://thecanadianencyclopedia.ca/en/article/trust-company>

⁶ 従来、信託会社の根拠法は信託会社法 (Trust Companies Act)、貸付会社は貸付会社法 (Loan Companies Act) だったが、現在は信託及び貸付会社法 (Trust and Loan Companies Act) に統合されている。

以前は信託会社や貸付会社による法人への貸付は厳しく制限されていたが、徐々に緩和されており、商業銀行との差はなくなりつつある。また、金融制度改革により、銀行や保険会社との垣根も取り払われたため、商業銀行や保険会社とのコングロマリット化が進んだ。

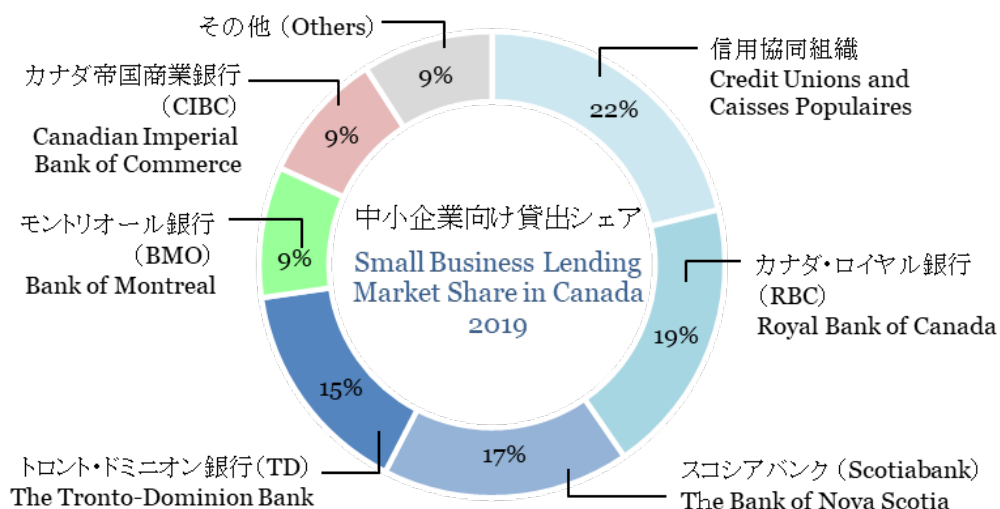
(3) 信用協同組織 (co-operative credit movement)

信用協同組織は、州政府によって設立が許可される預金取扱金融機関で、日本でいう信用組合や信用金庫に該当する。「共通の絆 (common bond)」を持つグループに対してサービスを行うが、仏語圏のケベック州では、庶民金庫 (caisses populaires)、その他の英語圏の州では信用組合 (credit unions) と呼ばれている。庶民金庫はケベック州及びオンタリオ州等に多い。両者の総機関数は **422** 機関、支店総数は **2,214** 支店である。総資産の合計は **3,123** 億カナダドルにのぼっている。預金者 (組合員) も計 **1,127** 万人と、カナダの総人口 (**4,100** 万人) の約 **3** 割が利用しており、庶民金庫及び信用組合の浸透率は高いといえる。なお、信用組合及び庶民金庫の預金残高は **2,623** 億カナダドル、貸出残高は **2,609** 億カナダドルである (2024 年 6 月末) ⁷。

前述のように、カナダの銀行市場は少数の大手商業銀行が圧倒的なシェアを占めており、顧客に対して金融機関の立場が強かった。そのため、大手銀行の選別に漏れた庶民層向けの金融機関として信用協同組織が誕生し、このような層へのサービス提供に重要な役割を果たしている。2019 年の信用協同組織による中小企業向け貸出シェアは **21%** であり、カナダで最大手格の商業銀行 RBC (Royal Bank of Canada) と並ぶ。

⁷ カナダ信用組合協会 (Canadian Credit Union Association) “National System Results Third Quarter 2022”
<https://ccua.com/about-credit-unions/facts-and-figures/national-system-results/>

図表 3：中小企業向け貸出シェア



(出所) カナダ信用組合協会 (Canadian Credit Union Association, CCUA)
 “2021-2022 Credit Union Community & Economic Impact Report” P.15
<https://ccua.com/app/uploads/2022/07/2021-22Community-and-Economic-Impact-Report-Final.pdf> (閲覧日: 2022年12月12日)

信用協同組織の浸透率（州人口に対する口座開設率）は州によって異なっており、商業銀行が集中しているオンタリオ州では12%と、ニューファンドランド・ラブラドール州と並び国内で最も低い。一方、信用協同組織発祥の地であるケベック州では浸透率が55.6%と国内で最も高く、農村部のブリティッシュ・コロンビア州39%、ヤサスカチュワン州41%、マニトバ州でも51%と高い⁸。

図表 4：州ごとの信用協同組織の浸透率と総資産

	信用組合 機関数	組合員数 (万人)	資産 (10億 カナダドル)
ブリティッシュ・コロンビア州	31	209.4	102.7
アルバータ州	13	71.3	34.1
サスカチュワン州	33	50.7	31.1
マニトバ州	17	73.8	44.1
オンタリオ州	56	162.8	84.9
ケベック州	204	512.6	371.4
ニューブランズウィック州	7	21.5	7.0
ノバスコシア州	21	14.4	4.6
プリンスエドワードアイランド州	4	4.8	2.1
ニューファンドランド・ラブラドール州	6	6.0	1.6

(注) ケベック州は庶民金庫の数で、オンタリオ州の庶民金庫も含む。

(出所) 信用組合機関数、組合員数、資産は、カナダ信用組合協会 (Canadian Credit Union Association, CCUA)、“National System Results, September 2024” P.7-9。

⁸ カナダ信用組合協会 (Canadian Credit Union Association, CCUA) “2021-2022 Credit Union Community & Economic Impact Report” P.20-23 <https://ccua.com/app/uploads/2022/07/2021-22Community-and-Economic-Impact-Report-Final.pdf> (閲覧日: 2022年12月12日)

2. 監督官庁⁹と指導体制

カナダの金融監督制度は、銀行破綻を経験したことで、徐々に保守的になったとされる。1920年代以前のカナダの金融監督制度は州政府が主導するシステムであったが、1920年代に The Merchant Bank of Canada と The Home Bank of Canada の2行が破綻したことで、中央政府による規制が必要であるとの認識が広がり、1925年には銀行規制権限が付与された銀行検査局 (Office of the Inspector General of Banks, OIGB) が創設された。

1980年代中盤から1990年代前半には預金取扱金融機関が破綻し、再び銀行監督及び預金保険制度への不信感が高まった。特に、預金取扱金融機関に対する監督当局の役割と使命が不明確であり、監督当局の中で問題金融機関に効果的に対応するインセンティブが欠如していたことが問題視された。議会等では、預金保険と銀行監督の機能を密接なものとし、問題の金融機関に迅速に対応できるように当局のインセンティブを強化すべきという議論が展開された。結果、1987年に、銀行検査局は保険局と統合され、現在の金融機関監督庁 (Office of the Superintendent of Financial Institutions, OSFI) が創設された。金融機関監督庁は一元的な金融監督当局として、同国の金融監督制度において中心的な役割を担うことになり、連邦規制下の商業銀行、信託会社、貸付会社、保険会社を監督する。州法によって設立された信託会社や貸付会社、生命保険会社、証券会社等は州政府が監督している。

なお、金融システムの健全性確保については、①財務省 (Department of Finance)、②金融機関監督庁、③カナダ預金保険機構 (Canada Deposit Insurance Corporation, CDIC)、④中央銀行 (Bank of Canada)、⑤金融消費者局 (Financial Consumer Agency of Canada, FCAC) の5機関が協力する。

まず、①財務省は、国全体の財政政策や金融機関を統治する政策に責任を持ち、財務省大臣は銀行の設立を許可する権限を持つ。②金融機関監督庁は、商業銀行、保険会社、信託、貸付会社の監督検査を行い、これらの金融機関が関連法を順守し、健全な財務状況を維持することに責任を有する。③カナダ預金保険機構は、預金者保護と金融システムの安定確保を行い、金融機関が破綻した場合に預金を守ることに責任を有する。④中央銀行は、金融政策をはじめ、信用と通貨に関する規制、カナダの経済金融の発展に責任を有する。⑤金融消費者局は、消費者に情報を提供し、消費者を保護すると同時に、金融セクターにおける消費者問題を監督し、金融セクターについての知識を消費者に教育する義務を有する。このようにカナダではこれら5つの政府機関が金融システムの健全性を保っている。

他にも、財務省、金融機関監督庁、カナダ預金保険機構、中央銀行、金融消費者局で構成される金融機関監督委員会 (Financial Institutions Supervisory Committee, FISC) も設立された。金融機関監督委員会の目的は、金融機関の監督事項に関する情報交換とされ、金融機関における課題に対する提言を連邦政府へ行うこととしている。この委員会は、最低でも四半期に1回会合を行うことが求められており、必要に応じて、

⁹ Bank of Canada (2012) “Regulation of the Canadian Financial System”
http://www.bankofcanada.ca/wp-content/uploads/2010/11/regulation_canadian_financial.pdf
Torys LLP (2011) “Banking Regulation”
<http://www.torys.com/Publications/Documents/Publication%20PDFs/AR2011-13.pdf>
Group of Thirty (2008) “The Structure of Financial Supervision”
http://group30.org/images/uploads/publications/G30_StructureFinancialSupervision2008.pdf
岩井 (2013)

随時開催することもできる。

加えて金融機関監督委員会のメンバーから構成される上級諮問委員会（Senior Advisory Committee, SAC）も設立された。これは、金融システムのリスクと脆弱性及び監督・規制・マクロブルーデンス上の政策対応を協議する委員会で、金融セクターに關与する各連邦当局の見解を議論し、政策、規制、監督に係る諸事項について財務大臣にアドバイスすることを目的とする。金融機関監督委員会と同様、上級諮問委員会は少なくとも四半期に1回開催しなければいけない。

このように、これらの機関を通じた協力・調整体制が当局者の定期的な情報交換を促進し、金融システムのリスク管理において重要な役割を果たしている点がカナダの金融監督制度のひとつの特徴である¹⁰。

3. カナダの金融制度の特徴

(1) 英国の影響

カナダの金融制度は、英国の植民地であった歴史的経緯から、英国の制度の影響がみられる。

(2) 米国の経験からの学習

英国からの独立後、カナダは独自の政治・経済システムを構築してきたが、既に近代的な金融システムを確立していた米国から学ぶべき点は多く、また、米国を反面教師として犯してきた過ちを回避することも可能であった。従来、カナダは、米国の資本力に脅威を感じていたといわれ、米国の銀行がカナダに進出し、大きな支配力を持つようになることを避けるために、外国資本の参入に対しては支店、現地法人という進出形態の如何を問わず厳しい規制を設けていた。

(3) ブランチ・バンキングの発展

米国では、1930年代の大恐慌時には、多くの銀行が倒産したため、競争を制限し金融を安定化するため、州を跨いだ支店開設に制限を加える等の規制を導入した歴史がある。その後、この規制は、1994年のリーグル・ニール州際銀行業務・支店設置効率化法により緩和されたものの、多くの店舗を通じて営業展開を図る「ブランチ・バンキング」は米国では今日もあまり発達していない。

カナダでは銀行業への参入に対して厳しく審査を行い、銀行数を抑える方針を採用する一方、商業銀行には比較的自由な業務を認め、州を越えた支店の設置についても特に制限を設けなかった。このため、米国とは異なってブランチ・バンキングが一般的になった。カナダの銀行数が少なく、資産規模上位のごく少数の銀行による寡占市場が形成されるようになったのは、このような経緯による。

(4) 規制緩和の進展

カナダにおける金利自由化は、米国よりも早いテンポで進行した。預金金利と手数料

¹⁰ 岩井（2013）

については従来から規制されておらず、貸出金利のみ上限金利（6%）が設定されていた。1967年の銀行法改正によって貸出金利の自由化、および預金金利の銀行間協定が撤廃され、金利の完全自由化が実現した。一方、業務ごとの垣根については、4本柱（four pillars）と呼ばれる4つの業態、すなわち、商業銀行、信託会社・貸付会社、生命保険会社（life insurance companies）、証券会社（securities dealers）を中心とした専門金融機関制度により、棲み分けが行われてきた。しかし、金融イノベーションの中で他業態への参入意欲が増大するとともに、金融市場の国際化が進展する中で、業際規制がカナダ国内金融機関の国際競争力を必要以上に抑制してしまう懸念が生じた。

そこでまず、1987年に銀行の証券業務参入が認められ、大手銀行による証券会社買収が行われた。当時、急速な証券取引の規模拡大に、カナダ国内の小規模資本の証券会社は対応が追い付かなくなっていた。それらの国内証券会社が外資系金融機関に買収される前に、政府が国内商業銀行による証券業への参入を許可した形となった¹¹。証券業務に対する規制監督体系も簡素化され、連邦監督下の銀行や保険会社等が営む証券業務は連邦政府が、それらの証券子会社は州政府がそれぞれ監督することになった。また、銀行検査局と保険局を統合した金融機関監督庁（OSFI）が発足し、連邦規制下の銀行と信託会社、貸付会社、保険会社は一元的に監督されることになった（第一次金融制度改革）。

次いで1992年には、銀行、信託会社、貸付会社、保険会社の相互参入が子会社方式を通じて認められることになった。更に、各金融機関本体が子会社等の提供する商品を販売することが認められるようになった。この時点で業態ごとの垣根は実質的に取り払われた（第二次金融制度改革）。また、1999年には、それまで外国銀行の支店に要求されていた最低資本金（1,000万カナダドル以上）の制限が撤廃され、大規模な初期投資を行うことなく支店の開設が可能となった。

（5）金融制度改革

カナダの金融制度の特徴として、銀行法が時限立法であることが挙げられる。従来は10年ごとの時限立法であったが、1991年の銀行法改正をもって5年ごとの改正を行うシステムに変更され、その時代の業界の状況に応じて見直しを行うことが可能となっている。前述の通り、1967年の銀行法改正では商業銀行の株式保有に分散所有を課すことにより、実質的に外国系資本のカナダ進出を阻止した。しかし、1980年の銀行法改正では、カナダの金融機関の外国における処遇を勘案し、分散所有を必要としない銀行の設立を認め、これにより子会社（現地法人）形態での外国資本の銀行参入が自由化された。

1987年6月には、銀行検査局と保険局を統合し、金融機関監督庁を設置する法案が成立・施行された。同法案により、カナダでは銀行、信託会社、保険会社の統一的な監督が可能となった。また、金融機関に対し証券会社の保有を認める法案も成立・施行され、ここからカナダにおける金融制度改革が本格的に実施されることとなった。

上記法案の施行により、銀行の証券業務への参入が認められると、大手の商業銀行による証券会社の買収が行われた。1987年から1988年の2年間で主なカナダの証券会社は、カナダの主要な銀行に買収され銀行の傘下に入り、国内商業銀行の存在感が拡大したと言えよう。1987年時点では証券会社に対する銀行の出資比率が、国内資本は100%、外国資本は50%までと制限されていたため、国内銀行による買収が先行した¹²。1988年に外国資本の出資比率制限が100%に緩和されると、米国などの外資系銀行によ

¹¹ 入船（1994）

¹² 林（1992）

る買収が進んだ。

1992年には、銀行、信託会社、貸付会社、保険会社の相互参入が認められた。具体的には財務大臣の許可を得て、新規に企業を設立するか、若しくは既存企業を買収して参入する方法を取る。但し、大手金融機関が他の大手金融機関を買収することは、寡占防止の観点から原則として認められていない。1990年代後半には、ビッグ・シックスの中で経営統合計画の発表が相次いだ。1998年1月にはRoyal Bank of CanadaとBank of Montrealの2行が合併を発表¹³、当時の資産規模にしてカナダ国内第1位、第3位行の合併を計画していた。また、同年4月にはCanadian Imperial Bank of CommerceとThe Toronto-Dominion Bankの2行が合併を発表し、いずれも成立すれば、カナダ国内における銀行業界の大再編となるはずであった。

しかし1998年12月、カナダ金融庁は「カナダ国民の利益が最大とならない」として、2つの合併計画を却下した。金融庁は、合併によって過度な経済力の集中が少数の銀行に集中すること、競争が明確に低下すること、将来発生しうる問題に対処する際、政策自由度が低下すること、の3点を理由と結論付けている¹⁴。

2012年には、連邦信用組合（Federal Credit Unions、FCU）が新たな金融機関の形態として認められた¹⁵。連邦信用組合とは5者以上（うち3者は個人でなければならない）のメンバーにより設立される組織体、若しくは既存の1つ以上の信用組合により設立されるものとされる。2016年7月にCaisse populaire acadienne ltée¹⁶がFCUの第1号となった。2018年11月にはCoast Capital SavingsがFCUの認可を取得した¹⁷。このほかInnovation Credit Union of Saskatchewanが2017年にメンバーの82%がFCUへの転換に合意し、2023年6月にFCUへの転換が認められた¹⁸。

【参考情報：連邦信用組合について】

- ・連邦信用組合という組織形態を導入した背景には、信用組合から金融機関監督庁に対して、連邦信用組合という組織形態を容認してほしいという要望があった。つまり、自州内での信用組合に止まらず、他の州においても運営できるような選択肢を提供してほしい、という要望である。例えば、ブリティッシュ・コロンビア州では信用組合の市場シェアが高く、信用組合の中には他州にも組合を設立してリスク分散を図りたい思惑がある。
- ・これまで連邦信用組合誕生を阻んできた最大の障壁は、州信用組合が加入している州預金保険の上限金額が、連邦預金保険に比べて高いため、連邦信用組合に転換すると預金保険の上限金額が引き下げられる点である。このため、会員の賛同が得られない。ブリティッシュ・コロンビア州では、州預金保険が無制限に適用される。
- ・また、連邦規制が全体として州規制よりも厳しいため、一連の連邦信用組合規制（法律）、州信用組合と連邦信用組合との相違点等について、会員の理解を深めてもらうための教育が必要である。

(注)2014年10月の金融機関監督庁へのヒアリングに基づく

¹³ 川島（1999）

¹⁴ J.William Rowly QC and John F. Clifford（1999）

¹⁵ 金融消費者局（Financial Consumer Agency of Canada）“Protecting financial consumers and merchants”（閲覧日：2020年6月12日）
<http://www.fcac-acfc.gc.ca/eng/forIndustry/regulatedEntities/Pages/Overview-Aperudes.aspx>

¹⁶ Caisse populaire acadienne ltéeは、UNI Financial Cooperationの名称で運営されている。

¹⁷ Coast Capital Savings ウェブサイト（閲覧日：2022年12月12日）<https://www.coastcapitalsavings.com/federal-credit-union>

¹⁸ https://en.wikipedia.org/wiki/Innovation_Federal_Credit_Union（閲覧日：2024年11月27日）

(6) 最近の金融規制・政策枠組みの改革

金融サービスの在り方が大きく変わりつつある中、カナダ財務省は金融セクターにおける規制・政策枠組みの改革に着手した。この取り組みでは意見書が第1弾（2016年8月）、第2弾（2017年8月）として発表されている。第1弾¹⁹では政策のコアである①安定性、②効率性、③公益性の3つの観点から、金融セクターの各主体について現状の分析が行われた。

意見書の第2弾²⁰では、第1弾の現状分析、およびそれに対する指摘を踏まえ、規制・政策枠組みの改革の方向性を示している（図表6）。

図表 3：金融セクターにおける規制・政策枠組み改革の方向性

競争的・革新的セクターの支援 (Supporting a Competitive and Innovative Sector)
<p>金融機関内で認められている情報・技術関連活動(特にフィンテック関連)の類型の明確化・現代化 フィンテックとのコラボレーション促進</p> <p>規制の透明性、協調性の向上</p> <p>銀行業への参入・退出枠組みの合理化</p> <p>長期的な経済成長に向けた、競争的・革新的セクターの設定</p> <p>オープンバンキングのメリット検証</p>
銀行利用者保護の改善 (Improving the Protection of Bank Consumers)
<p>幅広い選択肢から金融商品・サービスを選択できるような消費者保護の遂行</p>
政策枠組みの現代化 (Modernizing the Framework)
<p>保険業者の投資対象に対する規制緩和（インフラ事業への投資促進）</p> <p>企業統治の体制変革（役員職階の多様性促進、取締役選出における株主の意思決定権の強化等）</p> <p>CCAA(信用協同組織法)の維持・廃止の検討</p> <p>銀行の業務分野の保護(“Bank”, “Banker”, “Banking”の語句利用を制限)</p>
安定性・復元性の保護 (Safeguarding a Stable and Resilient Sector)
<p>大規模地震に対する保険制度の整備（地震被害による住宅ローンデフォルト等への対策）</p> <p>生命保険会社の破綻処理枠組みの改善</p> <p>サイバーリスクへの対処</p> <p>気候変動リスクの開示促進</p>

(出所) Department of Finance Canada (2017)

“Potential Policy Measures to Support a Strong and Growing Economy: Positioning Canada's Financial Sector for the Future”

<https://www.canada.ca/content/dam/fin/migration/activity/consult/pssge-psefc-eng.pdf>（閲覧日：2020年6月12日）

主要なポイントは4つ提示されている。①フィンテックの拡大を念頭に置いた、革新的な金融セクターの支援、②消費者が適切な金融商品・サービスを幅広く選択できるような、消費者保護の枠組み改善、③時代に即したコーポレート・ガバナンスの促進など、

¹⁹ Department of Finance Canada (2016) “Supporting a Strong and Growing Economy: Positioning Canada's Financial Sector for the Future”

²⁰ Department of Finance Canada (2017)

政策枠組みの現代化・最適化、④地震による住宅ローンのデフォルト、サイバーリスクへの対策など、金融セクターの安定性・復元性を保護するための施策である。

第 2 弾の意見書に対する金融機関からのコメントには、以下のようなものがあつた²¹。

・（銀行の業務分野の保護を目的として“Bank”、“Banker”、“Banking”の語を銀行以外の消費者金融機関、信用組合などが利用することを制限する、という案に対し）信用協同組合は銀行を自称したことはないが、提供サービスは“Banker”、“Banking”と表記しているものが多い。提案の通りに表記の利用が制限されれば、パンフレットやウェブサイトなどを全て変更しなければならず、多大な時間的・金銭的成本が発生することを懸念している。（Cambrian Credit Union）

・カナダの金融セクターは一部の大手銀行や金融機関に寡占されており、イノベーションに対する意欲が低い。また、現行の制度はインキュベーター企業、フィンテック企業の双方にとって複雑化・分散化しており、政府・規制当局の間でも十分な連携が行われていない。（PayPal Canada）

2020 年の新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、カナダの金融規制当局は、金融当局関係者の規制要件の一時改定や見直しを積極的に実施。カナダの保険監督当局である金融機関監督庁(OSFI)は、規制金融機関（銀行や保険会社等）に対し、自己資本比率、流動比率、報告要件の規制緩和や見直しを行った。これにより、規制金融機関の運用ストレスを軽減し、新型コロナウイルスの流行に伴うリスクを見据えた対応を目指している²²。バーゼル銀行監督委員会の上位機関である中央銀行総裁・銀行監督当局長官グループによる、バーゼル III の実施延期の公表²³を受け、カナダ国内での国際基準の実装を 2023 年まで延期した。自己資本規制緩和に伴い、住宅、中小企業、個人向けローンの銀行ローンは支払期限延期の対象とされ、国際会計基準(IFRS)第 9 号(金融資産の分類と測定)に関するガイダンス提供が行われることとなった。

中央銀行による金融システムレビュー2022 年版²⁴によると、中銀が議長を務める規制機関首脳委員会（HoA：Head of Regulatory Agencies Committee）及びそのシステムミック・リスク監視委員会（SRSC：Systemic Risk Surveillance Committee）により、連邦政府と州政府が協力して金融システムの安定性強化を図っている。2021/22 年度には、①家計部門の負債増加や住宅市場に関連する脆弱性、②債券市場の流動性、③オペレーショナル・リスクやサイバーリスク、④ミスプライシング・リスクの可能性、⑤ステーブルコインやその他の暗号資産が金融システムの安定性に及ぼすリスクの可能性、⑥気候変動及びサステナブル・ファイナンスに関する政策及び国際協調、⑦ロシアのウクライナ侵攻がカナダの金融システムに及ぼす影響といったことが、テーマとされた。

サイバーリスクについて、カナダ中央銀行は 2019 年に初めてサイバーセキュリティ戦略（Cyber Security Strategy）2019～2021 を策定したのに次いで、後継の戦略 2022～2024 を策定している。同戦略では、①統合的なサイバーリスク対策の採用、②対外パー

²¹ Department of Finance Canada (2017) “Submissions for Second Consultation Paper on Review of the Federal Financial Sector Framework”（閲覧日：2020 年 6 月 12 日）
<https://www.canada.ca/en/department-finance/programs/consultations/2017/federal-financial-sector-framework-second-stage.html>

²² 金融機関監督庁(OSFI) "OSFI announces regulatory flexibility to support COVID-19 efforts"
https://www.osfi-bsif.gc.ca/Eng/osfi-bsif/med/Pages/nr_20200327.aspx

²³ 国際決済銀行(Bank for International Settlements, BIS) "Governors and Heads of Supervision announce deferral of Basel III implementation to increase operational capacity of banks and supervisors to respond to Covid-19"
<https://www.bis.org/press/p200327.htm>

²⁴ カナダ中央銀行ウェブサイト（閲覧日：2023 年 1 月 13 日）<https://www.bankofcanada.ca/2022/06/financial-system-review-2022/>

トナーとの協力、③明確なサイバーセキュリティー・ガイドンスの提供の3点に焦点が当てられている。気候リスクについては、気候関連リスク・エクスポージャーの評価及び開示に関して、シナリオ分析アプローチの開発を進めている。このほか、後述の通り、2021年6月にRetail Payment Activities Actが制定され、リテール決済事業者が中銀の規制・監督下におかれることになった。

カナダ財務省は2024年8月に、コンサルテーション・ペーパー（カナダの金融セクター強化のための提案）を発表した²⁵。これはカナダの金融関連法見直しの第3フェーズにあたるものである。第1フェーズでは、金融セクターの統合が議論され、第2フェーズでは金融セクターにおける競争の促進が議論された。

このコンサルテーション・ペーパーでは、以下の5点について提言がなされており、今後各方面から意見を招請した上で、具体的な立法に結び付ける予定である。

- ① 競争的市場構造のサポートと消費者の選択の拡大
- ② 消費者保護の拡大
- ③ 金融セクターの枠組みの現在化
- ④ 地政学的リスクへの対応
- ⑤ 世界レベルの規制の維持

4. 預金保険制度の枠組み

カナダでは、連邦政府機関であるカナダ預金保険機構（Canadian Deposit Insurance Corporation, CDIC）及び金融市場庁（Autorité des Marchés Financiers, AMF）が預金保険を提供する主体である。金融市場庁はケベック州に本店を置く金融機関を対象としており、その他の州にある金融機関は、CDICが担当する。なお、信用組合に関しては、CDICではなく、各州に設立された州預金保険機構が保険を提供する仕組みになっている。

CDICは預金保険法（Canada Deposit Insurance Corporation Act）に基づき、1967年に設立された。同法第7条はCDICの目的について、(a) 預金の一部又は全ての損失に対し保険を与えること、(b) カナダの金融システムの安定を促進し、金融市場の安定に貢献すること、(c) 加盟金融機関に預金を持つ人のために(a)と(b)を達成するとともに、預金保険の損失を最小化すること、(d) 加盟金融機関の破綻処理機関となること、と定めている²⁶。設立当初、CDICは単に預金保険の支払いを行うためだけの組織であった。1987年、議会はCDICの役割を見直し、CDICの義務を拡大させた。この拡大範囲は預金保険法第7条(c)、(d)項に相当し²⁷、CDICは加盟金融機関に対して直接的に、或いは他機関を通じて検査を実施する権限が付与されている。

CDICは、議長と実務経験が豊かな民間メンバー5名、金融監督規制や市場に関して包

²⁵ <https://www.canada.ca/en/department-finance/programs/consultations/2024/consultation-on-proposals-to-strengthen-canadas-financial-sector/consultation-paper-proposals-to-strengthen-canadas-financial-sector.html>

²⁶ Government of Canada “Canada Deposit Insurance Corporation Act: Objects, Powers and Duties”

（閲覧日：2020年6月12日）

<http://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/C-3/page-3.html#h-6>

²⁷ 岩井（2013）

括的な知識を有する公的メンバー5名の合計11名で構成される²⁸。公的メンバーとなり得る者は、**財務省、中央銀行、金融機関監督庁、金融消費者局長のリーダー**である。

(1) 預金保険機構（CDIC）加盟金融機関と対象商品

CDIC に加盟する金融機関は、カナダで設立されたほぼ全ての銀行と信託会社、貸付会社、及び一部の信用協同組織（連邦信用組合を含む）である。これらの金融機関は、CDIC メンバーとして保険料を払う。なお、消費者は CDIC の公式ホームページより、加入メンバーを確認することができる。

他方、預金を受け入れるものの、CDIC の加盟対象とならない金融機関には、各州が監督する信用協同組織（庶民金庫と信用組合）、外国銀行のカナダ支店、一部のカナダ設立の銀行が挙げられる。庶民金庫と信用組合の場合、設立された州の州預金保険機構に加入することができる。非加盟機関は預金者に対し、CDIC 若しくは州預金保険機構に非加盟であることを明確に提示することが義務付けられている。

保険の対象預金には、**普通預金、外貨預金、小切手、保証投資証券（GICs）が含まれ、対象外とされているのは、投資信託、株式、債券、上場投資信託、暗号通貨等**である²⁹。CDIC の保証限度額は 1967 年の設立当初は 2 万カナダドルであったが、10 万ドルまで引き上げられている。

カナダ政府は、預金保険の近代化と強化を目的に規制の変更を行い、2020 年 4 月 30 日に外貨預金を対象に加え、定期預金の期間制限を撤廃（従来は満期 5 年以下に限定）する一方、トラベラーズチェックを対象外とした³⁰。2022 年 4 月 30 日には、教育貯蓄プラン預金の保護額を 10 万カナダドルとし、他の預金の保護と分離する等の変更が、新型コロナウイルス感染拡大の影響で当初計画より 1 年遅れで実施されている。

図表 6：預金保険対象の変更

預金保険対象の変更	効力発生
外貨預金を対象に追加	2020 年 4 月 30 日
保護対象となる定期預金を 5 年超の定期預金にも拡大	2020 年 4 月 30 日
トラベラーズチェックを対象外とする(CDIC 加盟機関よりトラベラーズチェックの発行を廃止)	2020 年 4 月 30 日
教育貯蓄プラン預金の保護額を 10 万カナダドルとし、他の預金の保護と分離	2022 年 4 月 30 日
登録制障害積立基金の保護額を 10 万カナダドルとし、他の預金の保護と分離	2022 年 4 月 30 日
住宅ローン税口座預金の別枠での保護を廃止(他の保護枠と統合)	2022 年 4 月 30 日
預金保険機構加盟銀行の破綻などによる信託預金や、ブローカー預金の迅速な払い戻しが可能となる要件の追加	2022 年 4 月 30 日

(出所) カナダ預金保険機構（CDIC）

(2) 庶民金庫と信用組合の預金保険制度

仏語圏のケベック州で誕生し発展した庶民金庫は、同州の金融市場庁に登録しており、

²⁸ カナダ預金保険機構（CDIC）ウェブサイト（閲覧日：2024 年 11 月 27 日）<https://www.cdic.ca/about-us/organizational-structure/our-board-of-directors/>

²⁹ カナダ預金保険機構ウェブサイト（閲覧日：2024 年 11 月 27 日）<https://www.cdic.ca/your-coverage/protecting-your-deposit/>

³⁰ <https://www.cdic.ca/your-coverage/faqs/>（閲覧日：2024 年 11 月 27 日）

金融市場庁の預金保険対象機関となる³¹。この他にも、同州にある信託会社や保険会社の預金等も預金保険の対象となる。

ケベック州の金融市場庁が提供する預金保険の対象預金としては、当座預金や貯蓄預金、定期預金、保証投資証券（GICs）、小切手、支払保証小切手、が挙げられる。なお、預金は、ケベック州で預入れ・払出しされるという条件を満たす必要がある³²。一方で、株式やモーゲージ担保証券等、短期国債、債券、株式或いは出資金、投資信託、生命保険商品、暗号通貨・同資産等は、対象外である。カナダ預金保険機構同様、金融市場庁が保証する上限金額は、1機関1人当たり10万カナダドルである。

他方、英語圏に広まった信用組合は、州ごとに連合会が設立されており、この連合会に付属する形で保険機関が設けられている。例えばブリティッシュ・コロンビア州では、信用組合預金保険公社（Credit Union Deposit Insurance Corporation, CUDIC）、オンタリオ州ではオンタリオ州預金保険公社（Deposit Insurance Corporation of Ontario, DICO）といった州の預金保険機関を通じて、保険制度が適用されている。

図表 7：州別信用組合の預金保証額（仏語圏のケベック州を除く）

	庶民金庫数/信用組合数	預金保険機構	最高預金保証額
ブリティッシュ・コロンビア州	31	Credit Union Deposit Insurance Corporation, CUDIC	預金額 100%
アルバータ州	13	Credit Union Deposit Guarantee Corporation Alberta	預金額 100%
サスカチュワン州	33	Credit Union Deposit Guarantee Corporation	預金額 100%
マニトバ州	17	Deposit Guarantee Corporation of Manitoba	預金額 100%
オンタリオ州	56	Deposit Insurance Corporation of Ontario, DICO	10万カナダドル
ニューブランズウィック州	7	New Brunswick Credit Union Deposit Insurance Corporation	25万カナダドル
ノバスコシア州	21	Nova Scotia Credit Union Deposit Insurance Corporation	25万カナダドル
プリンスエドワードアイランド州	4	PEI Credit Union Deposit Insurance Corporation	預金額 100%
ニューファンドランド・ラブラドール州	6	Credit Union Deposit Guarantee Corporation, CUDGC	各預金タイプにつき 25万カナダドル

(注)オンタリオ州での預金保証額は、住居者 (registered plan) プランについては上限無制限となる。

(出所)カナダ信用組合協会 (Canadian Credit Union Association, CCUA)、“National System Results Second Quarter 2024”
https://ccua.com/app/uploads/private-files/2Q24SystemResults_18-Sep-24.pdf、各州の預金保険機関ウェブサイト（閲覧日：2024年11月27日）

³¹ 信用協同組織の中には、CDIC と AMF の双方に参加する組織も一部存在する。この場合、該当組織は CDIC と AMF 間で締結された以下の合意に従う。

- ・ CDIC 加盟機関がケベック州内で管理する預金は、AMF の保護下に置かれる。
- ・ AMF 加盟機関がケベック州外で管理する預金は、CDIC の保護下に置かれる。

カナダ預金保険機構 (CDIC) “Provincial deposit insurers”（閲覧日：2024年11月27日）

<http://www.cdic.ca/en/about-cdic/partners/Pages/provincial-insurers.aspx>

³² Autorité des marchés financiers (AMF) “Deposit Protection”（閲覧日：2022年12月12日）

<https://lautorite.qc.ca/en/general-public/compensation-and-deposit-protection/deposit-protection>

第2章 郵便貯金の概要

1. 郵便貯金の現況等³³

カナダでは、1868年に郵便貯金制度が導入されたが、1968年に廃止されている。以下では導入から廃止までの経緯を詳述する。

カナダ郵政省が郵便貯金制度（Post Savings Bank System）を導入したのは1868年4月である。導入と同時に、オンタリオ州とケベック州では81の郵便局にて預金の受入れを開始した。同年7月に新たに122局が預金受入れを開始し、12月には213局でサービスが提供されるようになった。

カナダの郵便貯金制度は、1867年7月1日に英領北アメリカ法が成立した後の同年11月会期中に、1867年カナダ郵便局法案（the Canadian Post Office Act of 1867）が議会に上程されたことに端を発するが、同法案は当時植民地政府を樹立していた英国の影響を色濃く受けている。英国は、郵便貯金を普及させることでカナダの労働者階級に貯蓄を促す習慣をつけることを目指した。また、集まった郵便貯金は東海岸をはじめ、大西洋岸から太平洋岸までの間の鉄道建設に運用された。

郵便貯金は、オンタリオ州を中心に発展し、開拓と移住が進んだ1880年から1890年にかけてカナダ西部に広がった。しかし1890年代に商業銀行が小口預金者を新規顧客として獲得するため積極的にロビー活動を行い、財務大臣が1898年になって郵便貯金の金利を引き下げたことから、郵便貯金制度の人气が低下し始めた。1900年以降は、ケベック州で誕生した庶民金庫が同州民の大きな支持を得たこと、また、英語圏で信用組合が急速に広まったことを背景に、郵便貯金の相対的な魅力は大きく低下していくこととなった。こうした流れを受け、政府内で金融セクターにおける政府機関の役割は限定的なもので良いとの見方が強まり、1968年に郵便貯金は廃止された³⁴。

カナダ・ポストは、郵便貯金の廃止後、送金サービス等の金融サービスを提供してきた。具体的には、①請求書支払いに利用できる郵便為替の提供、②国内・海外送金サービスの提供、③外国通貨のデリバリーサービス、④プリペイドカードの取り扱いである。②は、テキサス州ダラスに本拠地を置く大手送金会社であるMoneyGramとの提携、③はCIBCとの提携、④はVisaカード等との提携によって、カナダ・ポストがカードの販売やチャージ等のサービスを提供している。

2022年10月には、トロント・ドミニオン銀行との提携により、新たに3万カナダドルを上限とする小口ローンの提供が開始された³⁵（詳細後述）。

2. 郵便貯金に関する議論

カナダのシンクタンク Canadian Centre for Policy Alternatives は2013年10月、郵便貯金制度を再開すべきという趣旨のレポート“Why Canada Needs Postal Banking”

³³ Canadian Museum of History “A Chronology of Canadian Postal History”（閲覧日：2020年6月12日）
<http://www.civilization.ca/cmhc/exhibitions/cpm/chrono/ch1868be.shtml>

³⁴ カナダ郵便局法における郵便貯金関連の条項を再施行すれば、カナダ・ポストが再び郵便貯金業務に従事することが出来る（＝カナダ郵便公社法の修正をする必要もない）。なお、廃止当時29万件存在した郵便貯金口座は、1969年12月末まで利息が支払われた後、閉じられることとなった。

³⁵ CBC posted October 12th, 2022, last updated October 13th, 2022, <https://www.cbc.ca/news/business/canada-post-td-bank-1.6614159>（閲覧日：2024年11月27日）

36を公表した。この報告書では、商業銀行の手数料が高過ぎる点や、銀行の支店ネットワークが不十分である点などを指摘し、郵便貯金制度の再導入がこのような課題を解決するとの意見が示されている³⁷。

カナダ・ポスト従業員組合（Canadian Union of Postal Workers, CUPW）も、ウェブサイト等で、郵便貯金制度の導入について積極的なロビー活動を行ってきた。CUPWは世界60カ国で郵便貯金制度が導入されており、大きな成功を収めている例が多いことを示し、現在のカナダにおける郵貯制度の必要性について議論を展開していた。CUPWが現状の銀行業界の課題として挙げているのは、高いサービス料金と不十分な金融包摂である。特にビッグ・シックスについては、近年高収益となっており、これが料金体系と支店ネットワークの縮小を背景とすることを伺わせる内容を記述していた。

たとえば、CUPWによれば³⁸、1990年比で銀行の支店数は22%減少し、信用組合の店舗数も2002年から21%減少した（2017年時点）。それでも銀行のネットワークは十分との意見がある一方で、2014年のアンケート調査によれば、回答した小規模区域・地方のうち、45%の地域には、銀行も信用組合も存在しないということである。地域ごとに濃淡はあるものの、ニューファンドランド・ラブラドル州では、80%の区域が金融機関を持たないと指摘されている。先住民の居住地も銀行・信用組合の店舗は不十分と見られる。また、口座を持たない人口は3-15%存在すると推計され、180-250万人の層が年利数%にも達するペイデイローンを利用せざるを得なくなっていると指摘している（詳細は第5章1節(2)を参照のこと）。また、移民も銀行の高い海外送金手数料を負担せざるを得なくなっていると批判的に記述している。このような現在の高い手数料と不十分な金融包摂という課題は、郵便貯金銀行の設立により解決されるという論旨である³⁹。また、公共事業・調達省が2018年1月に発表した、カナダ・ポストの提供サービスに関するレビューでは、郵便貯金制度への言及がないとして、CUPWは反発していた。

しかしながら、CUPWのウェブサイトを見る限り、カナダ・ポストの現経営陣は長く銀行参入に反対の意向と見られていたほか⁴⁰、銀行業界もカナダ・ポストによる金融サービスの拡大に対して明確に反対の意向を示していた。銀行協会（Canadian Bankers Association）はカナダの銀行セクターはすでに十分な競争状態にあり、かつ金融サービスは十分に行き渡っているとの意見であった⁴¹。さらに、カナダ政府によるタスクフォースがカナダ・ポストの合理化プランについて検証を行ったが、銀行業への参入の是非についてはほとんど取り上げていないとされていた⁴²。2018年3月に

³⁶ John Anderson (2013) “Why Canada Needs Postal Banking”, Canadian Centre for Policy Alternatives
https://www.policyalternatives.ca/sites/default/files/uploads/publications/National%20Office/2013/10/Why_Canada_Needs_PostalBanking.pdf

³⁷ 2014年10月の同氏へのヒアリング調査に基づく。

³⁸ John Anderson (2018) “It’s Time for a Postal Bank for Everyone”, Canadian Union of Postal Workers (CUPW)
https://www.cupw.ca/sites/default/files/How%20a%20bank%20in%20the%20Post%20Office_John%20Anderson%20Revised%202020_E.PDF

³⁹ Canadian Union of Postal Workers (CUPW) ウェブサイト（閲覧日：2020年6月12日）
<https://www.postalbanking.ca/en/campaign/postal-banking>

⁴⁰ Canadian Union of Postal Workers (CUPW) “CUPW demands release of Canada Post’s Postal Banking Study”
（閲覧日：2020年6月12日）

<http://www.cupw.ca/en/cupw-demands-release-canada-posts-postal-banking-study>

⁴¹ CBC (2016) “Banks say there’s no need for Canada Post to open the teller window”, 14 July
（閲覧日：2020年6月12日）

<http://www.cbc.ca/news/business/canada-post-banking-1.3677018>

⁴² The Globe and Mail (2016) “Canada Post needs major overhaul to become financially sustainable: report”, 12 September
（閲覧日：2020年6月12日）

<http://www.theglobeandmail.com/report-on-business/canada-post-needs-major-overhaul-to-become-financially->

は、議会で郵便貯金制度の運用に関する発議⁴³が行われたが、その後の具体的な進展は見受けられなかった。

一方で、CUPW のウェブサイトによると、2017 年 6 月には連邦政府の金融委員会において、郵便貯金制度に関するヒアリングが実施された模様である。ヒアリング項目は、カナダ国民にとってのメガバンクのネットワーク状況（利便性等）と、それを踏まえた郵便貯金制度再開の必要性とされており、CUPW としては引き続き再開に前向きなスタンスを維持していたことがうかがえる⁴⁴。CUPW は、ウェブサイトの Campaigns and Issues の一項目に Postal Banking を掲げ、その必要性について発信を続けている。

2024 年 1 月 3 日にもウェブサイトにおいて Postal-Banking の創設を訴えている。

2021 年 7 月に、カナダ・ポストはトロント・ドミニオン銀行と提携して、個人向け無担保ローンのサービス提供に関するパイロット・プログラムの実施を発表⁴⁵。2022 年 10 月には、全国の郵便局約 6,000 局でのパイロット・プログラムの成果を踏まえ、同行との提携による 1,000～30,000 カナダドルの小口融資サービスの提供開始を公表した⁴⁶。ローン金利はトロント・ドミニオン銀行が設定するが、口座開設は不要とされている。ローン申請等の対顧客サポートはトロント・ドミニオン銀行行員が行うが、対顧客サポートの提供について郵便局員への訓練も開始されている。郵便貯金サービスの提供再開が始動し、金融包摂拡大への寄与が期待された。

しかし、このサービスは開始からわずか 1 か月後の 2022 年 11 月に停止された⁴⁷。停止の理由は「処理上の問題」とされていた。2023 年にはサービス終了が正式に発表された⁴⁸。

その後、カナダ・ポストは Development Bank of Canada と提携し、中小企業向けに 1 万ドルまでのローンサービスの提供を開始した⁴⁹。

2024 年 11 月、カナダ・ポストはフィンテック企業である Koho Financial と提携し、口座サービスを 2025 年に開始する計画であることを発表した⁵⁰。トロント・ドミニオン銀行との提携終了後も金融サービス提供を模索し続けていたことが伺われる。

[sustainable-report/article31841549/](https://www.cupw.ca/en/postal-banking-debate-heat-parliament)

⁴³ CUPW (2018) “Postal Banking Debate to Heat up in Parliament”, March 22 (閲覧日：2020 年 6 月 12 日)
<https://www.cupw.ca/en/postal-banking-debate-heat-parliament>

⁴⁴ Canadian Union of Postal Workers (CUPW) “Postal banking will serve Canadians better than the big banks”
(閲覧日：2020 年 6 月 12 日)

<http://www.cupw.ca/en/campaign/postal-banking/resources/postal-banking-will-serve-canadians-better-big-banks>

⁴⁵ カナダ・ポストウェブサイト News Releases 2021 年 7 月 29 日付け (閲覧日：2022 年 12 月 12 日)

<https://www.canadapost-postescanada.ca/cpc/en/our-company/news-and-media/corporate-news/news-release/2021-07-29-canada-post-and-td-enter-strategic-alliance-to-expand-access-to-financial-services-for-canadians>

⁴⁶ CBC posted October 12th, 2022, last updated October 13th, 2022, (閲覧日：2022 年 12 月 12 日)

<https://www.cbc.ca/news/business/canada-post-td-bank-1.6614159>

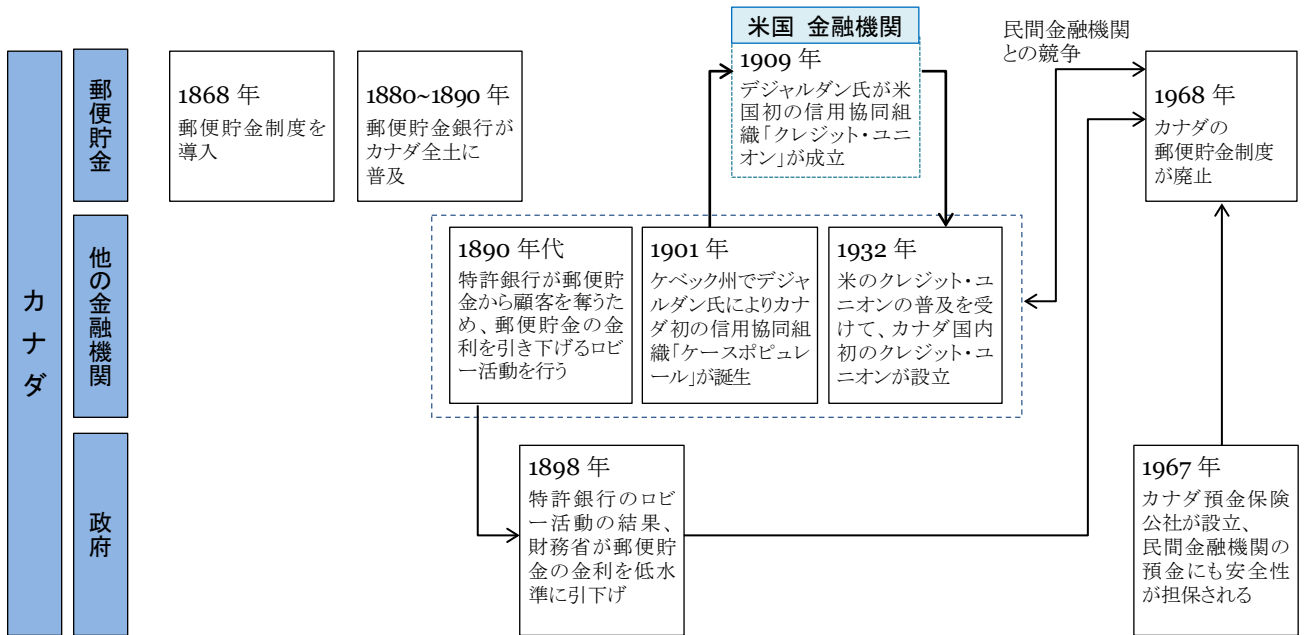
⁴⁷ <https://www.cbc.ca/news/business/td-bank-canada-post-pause-1.6662813>

⁴⁸ https://www.thestar.com/business/canada-post-td-discontinue-consumer-loan-program-and-new-report-finds-vulnerable-canadians-will-be/article_71bd403c-8cf1-5485-acda-ecedd9d505fe.html

⁴⁹ Canada Post, Annual Report 2023 (P88) <https://www.canadapost-postescanada.ca/cpc/doc/en/aboutus/financialreports/2023-annual-financial-report.pdf>

⁵⁰ <https://financialpost.com/fp-finance/banking/canada-post-chequing-savings-koho>

図表 8: 米国とカナダにおけるリテール金融機関の歴史



第3章 民間リテール金融機関の概要

カナダの預金取扱金融機関では商業銀行の果たす役割が大きい。本章では、民間の主要なリテール金融機関として大銀行3行（トロント・ドミニオン銀行、カナダ・ロイヤル銀行、スコシアバンク）を採り上げる。さらに、地域・個別コミュニティに密着したリテール金融サービスを提供している信用協同組織（庶民金庫〈caisses populaires〉）及び信用組合（credit unions））について概説する。

トロント・ドミニオン銀行は、1955年にトロント銀行（The Bank of Tronto、1855年設立、1856年にトロントに初めての支店を開設）とドミニオン銀行（The Dominion Bank、1871年にトロントに初めての支店を開設）の合併により設立され⁵¹、トロントに本店を置く。国内外でフルバンキング・サービスを提供し、顧客数は27百万、そのうちオンライン・バンキングやモバイル・バンキングの利用者は15百万人としている⁵²。2022年10月末の総資産は1.92兆カナダドルである。

カナダ・ロイヤル銀行は、1869年に設立されたハリファクス・マーチャント・バンクを淵源とする。本店所在地はトロント。カナダ、米国およびその他27カ国に17百万人の顧客を有し、個人・法人金融、資産運用、保険、投資サービスを展開している⁵³。2022年10月末の総資産は1.92兆カナダドルと、後述のトロント・ドミニオン銀行と並ぶ規模である。2022年11月には、英金融大手HSBCホールディングスのカナダの銀行事業の買収に合意したと発表している⁵⁴。買収金額は135億カナダドルとされ、カナダ・ロイヤル銀行は買収により130の支店と78万人超の顧客を新たに獲得するとされている。

スコシアバンクは、1832年に設立され⁵⁵、国内外に合計2,384支店・事務所を有し、個人及び法人向け商業銀行業務、アセット・マネジメント、プライベート・バンキング、投資銀行業務等を展開している。国内では、941支店及びATM3,725台のネットワークで、10百万人以上の個人・法人顧客にサービスを提供している⁵⁶。2022年10月末の総資産は1.35兆カナダドルと、国内第3位の規模を有している。

1. トロント・ドミニオン銀行

(1) 総資産、預金残高、融資残高、市場シェア

トロント・ドミニオン銀行の総資産、預金・融資残高及び市場シェアは図表9の通りである。

⁵¹ トロント・ドミニオン銀行 ウェブサイト（閲覧日：2022年12月28日）<https://www.td.com/ca/en/about-td/corporate-profile/tds-history>

⁵² トロント・ドミニオン銀行 ウェブサイト（閲覧日：2023年2月22日）<https://www.td.com/ca/en/about-td/corporate-profile>

⁵³ カナダ・ロイヤル銀行 ウェブサイト（閲覧日：2023年2月22日）<https://www.rbc.com/our-company/index.html>、<https://www.rbc.com/en/about-us/history/>

⁵⁴ ロイター 2022年11月29日付け（閲覧日：2022年12月28日）<https://jp.reuters.com/article/hsbc-divestiture-canada-idJPKBN2SJ1A8>

⁵⁵ スコシアバンク ウェブサイト（閲覧日：2022年12月28日）<https://www.scotiabank.com/ca/en/about/our-company/archives.html>

⁵⁶ スコシアバンク ウェブサイト（閲覧日：2023年2月22日）<https://www.scotiabank.com/ca/en/about/our-company/corporate-profile.html>

図表 9: トロント・ドミニオン銀行の総資産、預金・融資残高

(単位: 億カナダドル)

	2023	2024
預金残高	11,198	12,687
個人	6,260	6,417
法人・政府	5,404	5,693
銀行	312	577
貸付残高	9,031	9,576
個人・クレカ	2,562	2,690
住宅ローン	3,203	3,316
法人・政府	3,265	3,570
総資産	19,551	20,617
(シェア、%)	27.9	23.8

(注) 各年 10 月末時点
 総資産のシェアは商業銀行全体に占めるシェア
 (出所) アニュアルレポート各号

(2) 預金利子、預金条件、口座維持手数料、融資条件等の現状 ⁵⁷

個人向けサービスの預金には当座預金 (Chequing Accounts) と普通預金 (Savings Accounts) があり、元本保証型貯蓄商品として GICs (Guaranteed Investment Certificate) がある。

口座維持手数料をはじめとする手数料や普通預金の金利等は、図表 10 の通りで、普通預金では口座維持手数料は無料となっている (2022 年 12 月 30 日時点)。

図表 10: トロント・ドミニオン銀行の主な個人向け預金の預金条件等

当座預金	口座維持手数料	取引手数料	ATM利用料
TD Everyday Checking Account	10.95C\$ 60歳以上は8.20C\$ 月次残高が3,000C\$以上は免除	月間25件まで免除 それ以上は1.25C\$/件 Interac電信送金は免除	国内他行2.00C\$/件
TD Minimum Checking Account	3.95C\$ 60歳以上や障害者に免除特典あり	月間12件まで免除 それ以上は1.25C\$/件 Interac電信送金は 100C\$以下が0.50C\$/件、 それ以上は1.00C\$/件	国内他行2.00C\$/件

⁵⁷ 本節及び次節の金融商品・サービスは、グループ内で国内リテール・バンキングを中心的に担う TD Canada Trust が提供。

普通預金	口座維持手数料	取引手数料	金利
TD ePremium Savings Account*	0	5.00C\$	日次締切残高が 10,000C\$以上で1.05%
TD Every Day Savints Account*	0	月間で2件目から3.00C\$/件	0.01%
TD High Interest Savings Account	0	5.00C\$/件	日次締切残高が 5,000C\$以上で0.050%

* :オンラインバンキングではTD口座間の取引手数料は免除

(出所) トロント・ドミニオン銀行ウェブサイト (閲覧日: 2024年12月19日) <https://www.td.com/ca/en/personal-banking/products/bank-accounts/>

元本保証型貯蓄商品 GICs については、TD Special Offer GICs が、最低投資額が 1,000 カナダドルで、金利は 100 日物が 2.75%、18 カ月物が 3.35%となっている (2024年12月19日時点) ⁵⁸。

貸付商品の融資条件については、無担保ローンでは、融資期間は 1~7 年、融資額は 5,000~50,000 カナダドルで、固定及び変動金利がある ⁵⁹。住宅ローンでは、3 年物固定金利が 5.09%、5 年物固定金利が 5.09%、5 年物変動金利がモーゲージ・プライムレート-0.40% (5.19%) 等となっている (2024年12月19日時点) ⁶⁰。

(3) 提供商品 (貯蓄商品、リスク性金融商品、保険商品、貸付商品等) の現状 ⁶¹

個人向け提供商品には、貯蓄商品として非課税貯蓄口座 (TFSA : Tax-Free Savings Account)、退職貯蓄プラン (RRSP : Registered Retirement Savings Plan)、教育貯蓄プラン (RESP : Registered Education Savings Plan) 等があるほか、元本保証型投資商品の GICs がある。リスク性金融商品としては投資信託が、保険商品としては住宅ローン保険や旅行保険等がある。また、貸付商品として住宅ローン、無担保ローン等があるほか、VISA と提携したクレジットカードを提供している。

(4) 子会社、関連会社への出資状況

子会社、関連会社は図表 11 の通りである。

図表 11: トロント・ドミニオン銀行の子会社・関連会社

⁵⁸ トロント・ドミニオン銀行ウェブサイト (閲覧日: 2024年12月19日) <https://www.td.com/ca/en/personal-banking/personal-investing/products/gic/gic-rates-canada>

⁵⁹ トロント・ドミニオン銀行ウェブサイト (閲覧日: 2024年12月19日) <https://www.td.com/ca/en/personal-banking/products/borrowing/loans>

⁶⁰ トロント・ドミニオン銀行ウェブサイト (閲覧日: 2024年12月19日) <https://www.td.com/ca/en/personal-banking/products/mortgages>

⁶¹ トロント・ドミニオン銀行ウェブサイト (閲覧日: 2024年12月19日) <https://www.td.com/ca/en/personal-banking/>

子会社・関連会社名	本店所在地
北米	
Meloche Monnex Inc.	ケベック州モントリール
Security National Insurance Company	ケベック州モントリール
Primmim Insurance Company	オンタリオ州トロント
TD Direct Insurance Inc.	オンタリオ州トロント
TD General Insurance Company	オンタリオ州トロント
TD Home and Auto Insurance Company	オンタリオ州トロント
TD Wealth Holding Canada Limited	オンタリオ州トロント
TD Asset Management Inc.	オンタリオ州トロント
GMI Servicing Inc.	マニトバ州ウィニペグ
TD Waterhouse Private Investment Counsel Inc.	オンタリオ州トロント
TD Waterhouse Canada Inc.	オンタリオ州トロント
TD Auto Finance (Canada) Inc.	オンタリオ州トロント
TD Group US Holdings LLC	デラウェア州ウィルミントン
Toronto Dominion Holdings(U.S.A.),Inc.	ニューヨーク州ニューヨーク
TD Prime Services LLC	ニューヨーク州ニューヨーク
TD Securities Automated Trading LLC	イリノイ州シカゴ
TD Securities (USA) LLC	ニューヨーク州ニューヨーク
Toronto Dominion(Texas)LLC	ニューヨーク州ニューヨーク
Toronto Dominion (New York) LLC	ニューヨーク州ニューヨーク
Toront Dominion Capital (U.S.A.),Inc.	ニューヨーク州ニューヨーク
Toronto Dominion Investments,Inc.	ニューヨーク州ニューヨーク
TD Bank US Holding Company	ニュージャージー州チェリーヒル
Epoch Investment Partners,Inc.	ニューヨーク州ニューヨーク
TD Bank USA,National Association	ニュージャージー州チェリーヒル
TD Bank,National Association	ニュージャージー州チェリーヒル
TD Equipment Finance, Inc.	ニュージャージー州チェリーヒル
TD Private Client Wealth LLC	ニューヨーク州ニューヨーク
TD Wealth Management Services Inc.	ニュージャージー州マウント・ローレル
TD Investment Services Inc.	オンタリオ州トロント
TD Life Insurance Company	オンタリオ州トロント
TD Mortgage Corporation	オンタリオ州トロント
TD Pacific Mortgage Corporation	ブリチッシュ・コロンビア州バンクーバー
The Canadian Trust Company	オンタリオ州トロント
TD Securities Inc.	オンタリオ州トロント
TD Vermillion Holdings Limited	オンタリオ州トロント
TD Financial International Ltd.	バミューダ ハミルトン
TD Reinsurance(Barbados) Inc.	バルバドス セント・ジェームズ
海外	
Crown Malta Holding Limited	マルタ ビルキルカラ
Crown Insurance Company Ltd.	マルタ ビルキルカラ
Ramius Enterprise Luxembourg Holdco S.a.r.l	ルクセンブルグ ルクセンブルグ
Cowen Reinsurance S.A.	ルクセンブルグ ルクセンブルグ
TD Ireland Unlimited Company	アイルランド ダブリン
TD Global Finance Unlimited Company	アイルランド ダブリン
TD Securities (Japan) Co.,Ltd.	日本 東京
Toronto Dominion Australia Limited	オーストラリア シドニー
Toronto Dominion Investments B.V.	英国ロンドン
TD Bank Europe Limited	英国ロンドン
Toronto Dominion (South East Asia) Limited	シンガポール

(出所) アニュアルレポート 2024 年。

(5) ESG 投資

「2021 気候アクションプラン (2021 TD's Climate Action Plan)」として公表された 2021 年 TCFD レポート⁶²によると、2017 年にサステナブル・ファイナンスを、2030 年までに累計 1,000 億カナダドルと設定し、2021 年には単年で 300 億カナダドル、累計では 860 億カナダドルを達成している。

また、2023 気候アクションプランによれば、最終目標は、①2050 年までに排出量を 0 とすること、②2030 年までに 5,000 億 C\$ 投資を行うこと、とされている。また、2019 年から 2023 年までに排出量を年率 4.9%削減している。

(6) TCFD 提言への対応

トロント・ドミニオン銀行は 2018 年から TCFD レポートを公表している。2020 年 11 月に「気候アクションプラン (Climate Action Plan)」を策定し、2050 年までにオペレーション及びファイナンスについてネットゼロを達成するとの目標を設定している。2021 年 11 月には国際イニシアティブ「Net-Zero Banking Alliance」に加盟している。

「2021 年気候アクションプラン」レポートによると、2021 年には、先述の通り 300 億カナダドルのサステナブル・ファイナンスを供与している。GHG 排出削減では、スコープ 1 及び 2 について 2025 年までに対 2019 年比 25%を削減するという中間目標を設定するとともに、スコープ 3 のファイナンス由来の排出については、エネルギーと電力の 2 つのセクターから測定を開始し、2030 年までの中間目標として、対 2019 年比の削減率をそれぞれ、29%と 58%としている。

2021 年のスコープ 1 及びスコープ 2 の GHG 排出量は 117,883tCO₂e と、対 2019 年比 25%の削減となっているが、新型コロナウイルス感染拡大に対応した自宅待機等の影響もあり、今後は幾分拡大すると見込まれている。

2. カナダ・ロイヤル銀行

(1) 総資産、預金残高、融資残高、市場シェア

カナダ・ロイヤル銀行の総資産、預金・融資残高及び市場シェアは図表 12 の通りである。

図表 12: カナダ・ロイヤル銀行の総資産、預金・融資残高

⁶² <https://www.td.com/document/PDF/ESG/2021-Climate-Action-Report.pdf>

(単位: 億カナダドル)

	2023	2024
預金残高	12,317	14,095
個人	4,419	5,221
法人・政府	7,451	8,397
銀行	447	477
貸付残高	8,578	9,874
リテール	5,700	6,270
ホールセール	2,878	3,604
総資産	20,065	21,716
(シェア、%)	23.2	24.0

(注) 各年 10 月末時点。

総資産のシェアは商業銀行全体に占めるシェア。

(出所) アニュアルレポート各号。

(2) 預金利子、預金条件、口座維持手数料、融資条件等の現状

個人向けサービスの預金には当座預金 (Chequing Accounts) と普通預金 (Savings Accounts) があり、元本保証型貯蓄商品として GICs (Guaranteed Investment Certificate) がある。

当座預金では最低残高規制はないが、口座維持手数料を徴収している。普通預金は最低残高規制も口座維持手数料の徴収もない。口座維持手数料、引出し制限・手数料は図表 14 の通りである。普通預金の金利は RBC High Interest eSavings で 1.40% (2022 年 12 月 30 日時点) となっている。13 歳以上の学生を対象に提供している学生口座では、口座維持手数料は無料で、国内での引出し制限も無い。

元本保証型貯蓄商品 GICs について、Guaranteed-Return GICs の最低投資額や投資期間、金利は図表 14 の通りである。

図表 13: カナダ・ロイヤル銀行の主な個人向け預金の預金条件等

	口座維持手数料	引出し手数料	国内他行ATM 利用料	Interac 電信送金
当座預金				
RBC Day to Day Banking	4.00C\$/月	国内: 12回/月まで無料、それ以上1.25C\$/回 海外: 1.00C\$/回	2.00C\$/回	無料
RBC Advantage Banking	11.95C\$/月	国内: 無料、海外: 1.00C\$/回	無料	無料
RBC Signature No Limit Banking	16.95C\$/月	国内: 無料 海外: 5回/月まで無料、それ以上1.00C\$/回	3回/月まで免除、 それ以上2.00C\$/回	無料
RBC VIP Banking	30.00C\$/月	無料	無料	無料
普通預金				
RBC High Interest eSavings (C\$)	無料	自行ATM: 1回目無料、2回目以降5.00C\$/回	2.00C\$/回	1.00C\$/件
RBC Enhanced Savings (C\$)	無料	自行ATM: 1回目無料、2回目以降2.00C\$/回	2.00C\$/回	1.00C\$/件
RBC Day to Day Savings (C\$)	無料	自行ATM: 1回目無料、2回目以降2.00C\$/回	2.00C\$/回	1.00C\$/件
RBC U.S.High Interest eSavings (US\$)	無料	自行ATM: 1回目無料、2回目以降3.00C\$/回	—	—

(出所) カナダ・ロイヤル銀行ウェブサイト (閲覧日: 2024 年 12 月 30 日)

<https://www.rbcroyalbank.com/accounts/index.html>

図表 14 カナダ・ロイヤル銀行の主な元本保証型投資商品 GICs の投資条件等

	Guaranteed -Return GICs	
	Non-Redeemable	cashable
最低投資額	30日未満:10万\$ 30~364日:5,000C\$ プログラムによって500C\$または1,000C\$	
期間	1~364日、1-5、7または10年	
金利(%)		
1年	2.000	3.000
2年		2.850
3年		2.750

(出所) カナダ・ロイヤル銀行ウェブサイト (閲覧日: 2024年12月20日)
<https://www.rbcroyalbank.com/investments/gic-rates.html#nonredeemable-gic>

貸付商品の融資条件について、無担保ローンでは、融資期間が1~5年、固定及び変動金利があり、変動金利はプライムレート (2024年12月20日時点 5.450%) に連動している⁶³。住宅ローンでは、2年物固定金利が 4.890%、5年物固定金利が 4.890%、5年物変動金利がプライムレート-0.500% (4.950%) 等となっている (2023年12月20日時点)⁶⁴。

(3) 提供商品 (貯蓄商品、リスク性金融商品、保険商品、貸付商品等) の現状⁶⁵

個人向け提供商品には、貯蓄商品として、非課税貯蓄口座 (TFSA : Tax-Free Savings Account)、退職貯蓄プラン (RRSP : Registered Retirement Savings Plan)、教育貯蓄プラン (RESP : Registered Education Savings Plan) のほか、元本保証型投資商品として GICs がある。リスク性金融商品として非上場投資信託、上場投資信託等がある。保険商品としては住宅ローン保険等が、貸付商品としては、住宅ローン、自動車ローン、無担保ローン、住宅改修ローン、学生向けクレジット・ライン等があるほか、VISA や Mastercard と提携したクレジットカードを提供している。

(4) 子会社、関連会社への出資状況

子会社、関連会社は図表 15 の通りである。

⁶³ カナダ・ロイヤル銀行ウェブサイト (閲覧日: 2024年12月20日) <https://www.rbcroyalbank.com/personal-loans/personal-loans.html>

⁶⁴ カナダ・ロイヤル銀行ウェブサイト (閲覧日: 2024年12月20日)
<https://www.rbcroyalbank.com/mortgages/mortgage-rates.html>

⁶⁵ カナダ・ロイヤル銀行ウェブサイト (閲覧日: 2024年12月20日) <https://www.rbcroyalbank.com/personal.html>

図表 151 カナダ・ロイヤル銀行の子会社・関連会社

子会社・関連会社名	本店所在地
Royal Bank Holdings Inc.	カナダ オンタリオ州トロント
RBC Direct Investing Inc.	カナダ オンタリオ州トロント
RBC Insurance Holdings Inc.	カナダ オンタリオ州ミシサガ
RBC Life Insurance Company	カナダ オンタリオ州ミシサガ
Investment Holdings (Cayman) Limited	ケイマン諸島グランドケイマン ジョージタウン
RBC (Barbados) Funding Ltd.	バルバドス セント・マイケル
Capital Funding Alberta Limited	カナダ アルバータ州カルガリー
RBC Global Asset Management Inc.	カナダ オンタリオ州トロント
RBC Investor Services Trust	カナダ オンタリオ州トロント
RBC (Barbados) Trading Bank Corporation	バルバドス セント・ジェームズ
RBC U.S. Group Holdings LLC	カナダ オンタリオ州トロント
RBC USA Holdco Corporation	USA ニューヨーク州ニューヨーク
RBC Capital Markets, LLC	USA ニューヨーク州ニューヨーク
City National Bank	USAカリフォルニア州ロサンゼルス
RBC Dominion Securities Limited	カナダ オンタリオ州トロント
RBC Dominion Securities Inc.	カナダ オンタリオ州トロント
Royal Bank Mortgage Corporation	カナダ オンタリオ州トロント
RBC Europe Limited	英国ロンドン
The Royal Trust Company	カナダ ケベック州モントリオール
Royal Trust Corporation of Canada	カナダ オンタリオ州トロント

(出所) アニュアルレポート 2024 年。

フィンテック関連では、2019 年 7 月に、クラウド決済のフィンテック Way Pay の買収を発表している⁶⁶。

(5) ESG 投資

2019 年 4 月に、2025 年までのサステナブル・ファイナンス供与の目標を 1,000 億カナダドルと発表したが、2021 年には 1,980 億カナダドルを達成。このため、同年に目標額を 5,000 億カナダドルに目標を増額している。

2021 年 TCFD レポート⁶⁷によると、2021 年には、グリーン・ローン及びサステナビリティ連動型ローンが 175 億カナダドル、サステナブル・ボンド引受けが 156 億カナダドル等、合計 838 億カナダドルとなり、前年の 733 億カナダドルを上回った。米カリフォルニア州の電力会社 Southern California Edison Company 向け協調融資 12.48 億 US 米ドル（山火事リスク軽減プログラム向け、期間 364 日）や、カナダ大手電気通信事業者 TELUS のサステナビリティ連動型ボンド 75 万カナダドル（2.85%、期限 2031 年、クーポンが GHG 排出削減目標に連動）のジョイント・ブックランナー等がある。

2023 年 TCFD レポート⁶⁸によると、グリーンファイナンスとして 290 億カナダドルを拠出、環境分野のバンチャーターに 4,800 万カナダドルを支援、環境テクの地域企業に 2,100 万カナダドルを支援する等の活動を行った。

(6) TCFD 提言への対応

⁶⁶ カナダ・ロイヤル銀行ウェブサイト（閲覧日：2024 年 12 月 20 日）

<http://www.rbc.com/newsroom/news/2019/20190709-waypay.html>

⁶⁷ https://www.rbc.com/community-social-impact/_assets-custom/pdf/RBC-TCFD-Report-2021.PDF

⁶⁸ https://www.rbc.com/community-sustainability/_assets-custom/pdf/esg-progress-report-2023.pdf

2021年TCFDレポートによると、気候戦略とロードマップに従い2050年までに融資のネットゼロを達成するとし、そのために、①ファイナンスや金融商品・サービスの提供で顧客のネットゼロ移行を支援、②説明責任を果たす、③持続可能な未来についての情報提供や示唆、④業務上のエネルギー利用を2025年までに100%再生可能エネルギー由来とするとともに、カーボンオフセットへの依存を最小化するの4項目を掲げている。

2021年の実績としては、先述の通りサステナブル・ファイナンスの実績が2021年に838億カナダドルとなり、2025年まで(2019年～)の目標を5,000億カナダドルへと、当初目標から4,000億カナダドル引き上げている。また、2021年11月に国際イニシアティブ「Net-Zero Banking Alliance」に加盟している。さらに、リスク管理や戦略といった経営・管理の説明責任について、銀行全体として気候に焦点を置く体制を構築し、気候リスクの分析能力を向上させ、データ基盤や評価及びリスク管理手法の構築を進めたとしている。このほか、気候をはじめとする環境関連の技術革新への支援として、110以上の大学等に1,015万カナダドルを提供している。

2021年TCFDレポートでは、初めて、ポートフォリオのGHG排出量推計を公表している。法人向けローン及びプロジェクト・ファイナンス、住宅ローン、自動車ローン、商業不動産ローン、上場株式・社債について、GHG排出量は合計45MtCO₂eで、このうち法人向けローン及びプロジェクト・ファイナンスが83%を占めている。法人向けローン及びプロジェクト・ファイナンスのGHG排出量のセクター別内訳では、石油・ガスが30%、農業が24%、電力が26%、その他が20%となっている。

業務由来のGHG排出量については、2025年までに対2018年比70%の削減を目標としている。2021年にはスコープ1が20,956tCO₂e、スコープ2が45,728tCO₂e、スコープ3が1,548tCO₂eの合計68,232tCO₂eで、対2018年比55.3%の削減となっている。因みに、2021年には国内の電力消費の99%が再生可能エネルギー由来となっている。

3. スコシアバンク

(1) 総資産、預金残高、融資残高、市場シェア

スコシアバンクの総資産、預金・融資残高及び市場シェアは図表16の通りである。

図表 16: スコシアバンクの総資産、預金・融資残高

	2023	2024
預金残高	9,523	9,438
個人	2,886	2,988
非個人	6,637	6,450
貸付残高	7,509	7,608
住宅ローン	3,442	3,509
個人	1,042	1,064
クレジットカード	171	174
法人・政府	2,918	2,927
総資産	14,108	14,120
(シェア、%)	16.3	15.6

(注) 各年10月末時点。

総資産のシェアは商業銀行全体に占めるシェア。

(出所) アニュアルレポート各号。

(2) 預金利子、預金条件、口座維持手数料、融資条件等の現状

個人向けサービスの預金には当座預金（Chequing Accounts）と普通預金（Savings Accounts）があり、元本保証型貯蓄商品として GICs (Guaranteed Investment Certificate) がある。

口座維持手数料をはじめとする手数料や普通預金の金利等は、図表 17 の通りである。カナダドル建て普通預金では、口座維持手数料は無料で、最低預金額規定はない。

図表 17: スコシアバンクの主な当座預金、普通預金の預金条件

当座預金	口座維持手数料	引出し手数料	Interac電信送金
Basic Plus Bank Account	11.95C\$/月 日次締切残高が3,000C\$以上の場合免除	25件/月まで無料 その後1.25C\$/件	無料
Preferred Package	16.95C\$/月 日次締切残高が4,000C\$以上の場合免除	無料	無料
Ultimate Package	30.95C\$/月 日次締切残高が5,000C\$以上の場合免除	無料	無料

普通預金	口座維持手数料	最低預金額	金利
Momentum ^{plus} Savings Account	無料	規定なし	レギュラー金利: 0.90%
Savings Accelerator Account	無料	規定なし	残高が25万C\$以上: 1.50% 25万C\$未満: 1.40%
Money Master Savings Account	無料	規定なし	年率0.010%

(出所) スコシアバンク ウェブサイト (閲覧日: 2024年12月20日)

<https://www.scotiabank.com/ca/en/personal/bank-accounts/chequing-accounts.html>

<https://www.scotiabank.com/ca/en/personal/bank-accounts/savings-accounts.html>

GICs について、Non-Redeemable GICs の金利は図表 19 の通りである。

図表 18: スコシアバンクの GICs の金利

Long Term Non-Redeemable GICs		Short Term Non-Redeemable GICs	
期間	年複利	期間	年率
1年	3.25%	30-59日	2.25%
18カ月	3.20%	60-89日	2.50%
2年	3.10%	90-119日	2.78%
3年	3.05%	120-149日	2.80%
4年	3.00%	150-179日	2.85%
5年	3.00%	180-269日	3.10%
		270-364日	3.10%

(注) 2024年12月20日発効。

(出所) スコシアバンク ウェブサイト (閲覧日: 2024年12月20日)

<https://www.scotiabank.com/ca/en/personal/investing/guaranteed-investment-certificates.html>

貸付商品の融資条件について、住宅ローンでは、金利はプライムレートに連動する変動金利と固定金利がある。固定金利では、契約期間中にいつでもペナルティーなしに完済できる **Open Mortgage** が、期間 6 カ月で 9.750%、期間 1 年で 9.750%、契約期間中に解約や完済をするとペナルティーのかかる **Closed Mortgage** が、期間 1 年：7.290%、2 年：6.890%、3 年：6.540%、4 年：6.340%、5 年：6.490%、7 年：6.70%、10 年：7.190%となっている（2024 年 12 月 20 日現在）⁶⁹。無担保ローンは、期間が最長 5 年で、金利は固定及び変動金利がある⁷⁰。

(3) 提供商品（貯蓄商品、リスク性金融商品、保険商品、貸付商品等）の現状⁷¹

個人向け提供商品には、貯蓄商品として、非課税貯蓄口座（TFSA：Tax-Free Savings Accounts）、退職貯蓄プラン（RRSP：Registered Retirement Savings Plans）、教育貯蓄プラン（RESP：Registered Education Savings Plan）等のほか、元本保証型投資商品として GIC s がある。リスク性金融商品として非上場投資信託、上場投資信託等がある。保険商品としては住宅ローン保険、旅行保険等が、貸付商品としては、住宅ローン、自動車ローン、ボートローン、自動二輪ローン等があるほか、VISA や Mastercard、American Express と提携したクレジットカードを提供している。

(4) 子会社、関連会社への出資状況

スコシアバンクの子会社、関連会社は図表 19 の通りである。

⁶⁹ スコシアバンク ウェブサイト（閲覧日：2024 年 12 月 20 日）

<https://www.scotiabank.com/ca/en/personal/mortgages/fixed-rate/6-months-1-year-open-term.html>

⁷⁰ スコシアバンク ウェブサイト（閲覧日：2024 年 12 月 20 日）

<https://www.scotiabank.com/ca/en/personal/loans-lines/personal-loan.html>

⁷¹ スコシアバンク ウェブサイト（閲覧日：2024 年 12 月 20 日）<https://www.scotiabank.com/ca/en/personal.html>

図表 19 スコシアバンクの子会社・関連会社

子会社・関連会社	本店所在地
カナダ	
Scotia Capital Inc.	オンタリオ州トロント
BNS Investments inc.	オンタリオ州トロント
1832 Asset Management L.P.	オンタリオ州トロント
Montreal Trust Company of Canada	ケベック州モントリール
MD Financial Manmanagement Inc	オンタリオ州オタワ
Jarislowsky,Faser Limited	ケベック州モントリール
Scotia Securities	オンタリオ州トロント
Tangerine Bank.	オンタリオ州トロント
The Bank of Nov Scotia Trust Company	オンタリオ州トロント
Scotia Mortgage Corporation	オンタリオ州トロント
National Trust Company	オンタリオ州ストラットフォード
Roynat Inc.	アルバータ州カルガリー
Scotia Dealer Advantage Inc.	オンタリオ州ハミルトン
その他	
Scotia Holdings (US) Inc	ニューヨーク州ニューヨーク
Scotia Capital (USA) Inc	ニューヨーク州ニューヨーク
Scotia Financing (USA) LLC	ニューヨーク州ニューヨーク
Nova Scotia Inversiones Limitada	チリ サンチアゴ
Scotia Chile S.A.	チリ サンチアゴ
Grupo Financiero Scotiabank Inverlat,S.A. de C.V.	メキシコ メキシコシティ
Scotia Bank Inverlat,S.A.	メキシコ メキシコシティ
Scotia Peru Holdings S.A.	ペルー リマ
Scotiabank Peru S.A.A.	ペルー リマ
Multiacciones S.A.S	コロンビア ボコタ
Sociobank Colpatira,S.A.	コロンビア ボコタ
Scotiabank Brazil S.A. Banco Multiplo	ブラジル サンパウロ
Sociobank Uruguay Holdings S.A.	ウルグアイ モンテビデオ
Scotiabank Uruguay S.A.	ウルグアイ モンテビデオ
Scotiabank Republica Dominicana S.A.-Banco Multiple	ドミニカ共和国 サントドミンゴ
Sociobank Carribean Holdings Ltd.	バルバドス ブリッジタウン
Scotia Group Jamaica Limited	ジャマイカ キングストン
Scotiabank Trinidad and Tobago Limited	トリニダード・トバゴ ポート・オブ・スペイン
Sociobank(Barbados) Limited	バルバドス ブリッジタウン
BNS International (Bahamas) Limited	バハマ ナッソー
The Bank of Nova Scotia Trust Company (Bahamas) Limited	バハマ ナッソー
Scotia Banks (Bahamas) Limited	バハマ ナッソー
Scotiabank & Trust (Cayman) Ltd.	ケイマン諸島 ケイマン
Grupo BNS de Costa Rica S.A.	コスタリカ サンホセ
Sociobank (Ireland) Designated Activity Company	アイルランド ダブリン

(出所) アニュアルレポート 2022 年。

(5) ESG 投資

2021 年 ESG レポートによると、2021 年のサステナブル・ファイナンスの実績は、ローンが 117 億カナダドル（グリーン・ローン：7 億カナダドル、サステナビリティ・ローン：3 億カナダドル、サステナビリティ連動型ローン：107 億カナダドル）、ボンド引受けが 130 億カナダドル（グリーン・ボンド：49 億カナダドル、ソーシャル・ボンド：42 億カナダドル、サステナビリティ・ボンド：33 億カナダドル、サステナビリ

ティ連動型ボンド：7億カナダドル）となっている⁷²。

(6) TCFD 提言への対応

スコシアバンクは2021年11月に国際イニシアティブの「Net-Zero Banking Alliance」に加盟し、2050年までに投融資ポートフォリオにおけるGHG排出量ネットゼロの実現を目指している。2021年ESGレポートによると、気候関連ファイナンスのための資本動員は、2025年まで（2019年～）の目標を累計1,000億カナダドルとし、2021年に300億カナダドル、累計では580億カナダドルとなっている。

業務上のエネルギー利用では、2025年までに国内で100%を、2030年までにグローバルで100%を、GHG非排出エネルギー由来にするとの目標を設定し、2021年には63%の達成率となっている。

GHG排出量については、2025年までにスコープ1及び2の排出量を対2016年比25%削減するとの目標を設定している。2021年の排出量は、スコープ1が12,433tCO₂e、スコープ2が91,504tCO₂eで、対2016年比25%の削減となっている。スコープ3は495CO₂eである。

4. 信用協同組織

信用協同組織は、州政府によって設立が許可される預金取扱金融機関で、仏語圏のケベック州では庶民金庫、その他の英語圏では信用組合がそれぞれ普及している。預金取扱機関の資産額における信用協同組織のシェアは、2024年10月末時点で3.1%⁷³である。各組織の資産規模はごく小規模ではあるものの、機関数は商業銀行を大きく超える。

(1) 庶民金庫の設立経緯・特徴⁷⁴

仏語圏（ケベック州）では、デジャルダン・グループに統括される庶民金庫（ケース・ポピュレール）が広く普及している。庶民金庫は1900年、アルフォンス・デジャルダンによって設立された。裁判所の速記官であったデジャルダンは、貧しい農民が非合法の高利貸しに苦しむ姿を目の当たりにし、庶民の「助け合い」により運営される金融機関の設立を考えた。そこで採用したのが、当時の欧州で考案された、協同形態の金融機関であった。

以上のような設立の経緯から、庶民金庫をはじめ、信用協同組織では「共通の絆（common bond）」を持つ人々に対して、行き届いたサービスを提供することが目指されている。庶民金庫については、はじめカトリック教会の教区に基づいて設立されたことから、現在でも教会の教区や、地域に基づいて設立されることが多い。その他には、特定の業界、労働組合や文化コミュニティが「共通の絆」とされる。

(2) 信用組合の設立経緯・特徴⁷⁵

英語圏では、庶民金庫と同種の機関として、クレジット・ユニオン（信用組合）が普

⁷² https://www.scotiabank.com/content/dam/scotiabank/corporate/Documents/Scotiabank_2021_ESG_Report_Final.pdf

⁷³ 2022年9月の預金取扱機関の総資産は9兆9,161億カナダドルである（出所は図表1を参照）。

⁷⁴ 藤原（2003）

⁷⁵ 藤原（2003）

及している。

仏語圏では広く普及した庶民金庫であったが、当初、英語圏では普及しなかった。庶民金庫に代わり信用組合が普及したきっかけは、デジャルダンが米国での信用組合に関わったことであった。1909年、デジャルダンは米国ニューハンプシャー州で、セント・メアリー・クレジット・ユニオンの設立に関わった。この設立以降、米国では急速に信用組合が普及した。

1940年には、米国の業界団体であるCUNA（米クレジット・ユニオン協会）がオンタリオ州で信用組合を創設した。このことをきっかけに、カナダの英語圏においても、逆輸入という形で信用組合が広く普及することとなったのである。

信用組合は各州にクレジット・ユニオン・セントラルと呼ばれる連合会が設置されている。各組合はいずれかの連合会に所属しており、各州の連合会はカナディアン・セントラルが中央機関として統括している。

図表 20: 信用協同組織の州別概況（2022年第3四半期）

信用組合中央連合会 会員	預金残高 (億カナダドル)	貸付残高 (億カナダドル)	総資産 (億カナダドル)	機関数	支店数	組合員数 (万人)
ブリティッシュ・コロンビア州	879.5	853.4	1,023.9	31	351	209.7
アルバータ州	279.9	290.6	338.0	12	199	71.5
サスカチュワン州	272.6	244.1	318.0	33	220	50.9
マニトバ州	393.3	380.6	447.8	17	184	73.9
オンタリオ州	677.3	737.9	851.9	54	488	162.2
ニューブランズウィック州	57.2	55.0	69.7	7	66	21.4
ノバスコシア州	40.4	33.5	46.7	21	69	14.4
プリンスエドワードアイランド州	19.9	16.7	21.7	4	13	4.8
ニューファンドランド・ラブラドール州	15.6	12.9	16.8	6	36	6.0
小計	2,635.7	2,624.7	3,134.5	185	1,626	614.8

信用組合中央連合会 非会員	預金残高 (億カナダドル)	貸付残高 (億カナダドル)	総資産 (億カナダドル)	機関数	支店数	組合員数 (万人)
ケベック州・オンタリオ州	3,387.3	3,420.4	3,811.5	204	410	515.7
総計	6,023	6,045	6,946	389	2,036	1,131

(出所)カナダ信用組合協会(Canadian Credit Union Association, CCUA) “National Sector Results Third Quarter 2024”
(閲覧日:2024年12月24日) https://ccua.com/app/uploads/private-files/3Q24SystemResults_4-Dec-24.pdf

(3) 信用協同組織の運営方法

信用組合では組合員による経営・運営が行われており、組合員の中から経営に従事する理事が選任される。信用組合に口座を持っている者は「共通の絆」に基づいて等しく組合員の資格を有しており、預金残高の多寡にかかわらず、1組合員が1議決権を有する。組合員になる際は出資を行うが、出資金額は各信用組合により異なる。

カナダにおける全信用組合は、国際協同組合連盟（International Co-operative Alliance、ICA）による「協同組合の基本原則（Co-operative Principles）」をガイドラインとしている。この基本原則には、①任意かつ開かれた組合員資格（Voluntary and Open Membership）、②民主的な組織（Democratic Member Control）、③組合員による出資（Member Economic Participation）、④自律性及び独立性（Autonomy and

Independence)、⑤教育、訓練、情報 (Education, Training, and Information)、⑥信用組合間の協働 (Cooperation among Cooperatives)、⑦コミュニティとの関わり (Concern for Community) の7項目が挙げられている⁷⁶。

(4) 信用協同組織における提供サービス

法人を対象とした、信用組合の主な提供サービスは以下の通りである。

- ・ マーチャント・バンキング業務
- ・ 商用ローン
- ・ 商業用不動産ローン
- ・ オンライン・バンキング
- ・ カード・サービス 等

個人向けでは、以下の金融サービスが提供されている。

- ・ 当座預金口座及び貯蓄口座
- ・ 住宅ローン
- ・ RRSP (Registered Retirement Savings Plan) : 老後預金として、退職時に備えて貯金する口座
- ・ RRIF (Registered Retirement Income Fund) : 年金預金として、退職後に定期的に支払を受けることができる口座
- ・ RESP (Registered Education Savings Plan) : 登録教育貯蓄プラン
- ・ TFSA (Tax Free Savings Account) : 非課税貯蓄口座
- ・ 一般ローン
- ・ デビットカード、クレジットカード
- ・ 投資商品
- ・ 投資信託 等

フランスに本社を置くマーケット・リサーチ会社 Ipsos 社による「Ipsos Financial Services Excellence Award 2024⁷⁷」では、20年連続でカナダの信用組合が消費者サービスについて表彰された。支店サービスやオンライン・バンキング・サービス等が高い評価を得ている。

【参考情報】デジャルダン連合会 (Fédération des caisses Desjardins du Québec)

カナダの仏語圏ケベック州では、庶民金庫 (caisses populaires) がリテール向け金融サービスの主な担い手となっている。また、オンタリオ州、ニューブランズウィック州、マニトバ州の3州でも、ケベック州と比較すると少数ながら、庶民金庫が存在している。

庶民金庫の1機関の規模は非常に小さいため、これらを総括し効率的に運営するために、1920年から44年の間にケベック州内外合わせて14の地域連合会 (ケベック州: 11、州外: 3) が組成された。2001年にはケベック州内11の地域連合会の機能がケベック州連盟に統合され、生みの親であるアルフォンス・デジャルダンの名にちなんだケベック州デジャルダン連合会 (以降、デジャルダン連合会) が発足した。

⁷⁶ 国際協同組合同盟 (International Co-operative Alliance :ICA) ウェブサイト (閲覧日: 2020年6月22日)
<https://www.ica.coop/en/cooperatives/cooperative-identity>

⁷⁷ Ipsos (2024) “Ipsos Awards Top Honours for Financial Services Excellence in Canada”, October 11
<https://www.ipsos.com/en-ca/ipsos-awards-top-honours-financial-services-excellence-canada-2024>

各庶民金庫はデジャルダン連合会に対し年次報告書等の報告書を提出する必要があり、連合会はこれらをまとめて州の金融検査局に提出する。また、デジャルダン連合会は全庶民金庫に対し、リスクマネジメントのアドバイス、流動性の管理等を行い、庶民金庫の発展を支援している。デジャルダン連合会傘下の庶民金庫数（ケベック州とオンタリオ州の合計）は **204** 機関、組合員数 **516** 万人となっている（**2024年10月**時点）⁷⁸。

なお、デジャルダン連合会を中核企業とするデジャルダン・グループには、保険や証券、投資顧問をはじめとする多くの企業が属しており、グループ内での連携を通じて、庶民金庫の金融業務の多角化を支援している。グループ全体の総資産は **4,229** 億カナダドル（**2023年12月**）⁷⁹と、ビッグ・シックス（Big Six）と並ぶ規模である。

⁷⁸ カナダ信用組合協会 (Canadian Credit Union Association, CCUA) “National Sector Results Third Quarter 2024”
(閲覧日: 2024年12月24日) https://ccua.com/app/uploads/private-files/3Q24SystemResults_4-Dec-24.pdf

⁷⁹ Desjardins Group アニュアルレポート 2023 <https://www.desjardins.com/ressources/pdf/d50-rapport-annuel-mcd-2023-t4-e.pdf?resVer=1710266628000> (閲覧日: 2024年12月24日)

第4章 最近の金融動向と今後の展望

1. 金融ビジネスにおけるDX、フィンテック、キャッシュレスの動向

(1) フィンテックの動向

① 中央銀行主導の実証実験

カナダ銀行はフィンテックの研究を重要なテーマの一つと位置付け、政府当局や金融業界、フィンテック市場への新規参入企業との共同実験を含めた提携や議論が必要であるとしている⁸⁰。カナダでは政府主導で金融サービスセクターにおける実証実験が行われており、フィンテック関連では2016年6月、銀行間決済システムの構築を目的としたデジタル通貨の開発と実証実験の内容を発表した⁸¹。

この実験はProject Jasper⁸²と称され、中央銀行主導の取り組みとして注目された⁸³。具体的には、仮想通貨などで利用される分散型台帳（DLT、Distributed-Ledger-Technology）の仕組みが、銀行間決済においてどの程度利用可能であるかを実証するプロジェクトである。カナダ中銀を中心に、カナダ決済協会、R3 コンソーシアム⁸⁴、国内の大手金融機関、海外金融当局・中銀などが協力して行われた。Phase I～IIでは国内の銀行間決済、Phase IIIでは現金・有価証券のポスト・トレード決済におけるDLT利用の実験が行われ、Phase IVでは実験対象を国際間決済システムへと移し、シンガポール通貨庁（MAS）、Bank of England と協同で取り組まれた（図表20）⁸⁵。2019年5月、カナダ中銀はMASとのクロスボーダー決済に関する実証実験が成功したと発表した。この実験はカナダ中銀が開発したDLT決済システム（Project Jasper）と、MASが開発したDLT決済システム（Project Ubin）という異なるDLTプラットフォーム間でクロスボーダー決済の処理を行うもので、HTLC（Hashed Time-Locked Contracts）と呼ばれる仕組みを利用して、仕様の異なるネットワーク間における決済処理を可能としたものである。

図表 21: Project Jasper

実験段階	実験内容	協働機関	進捗
フェーズ 1～2	銀行間決済	カナダ決済協会 R3 ビッグ・シックス	完了
フェーズ 3	現金・有価証券の ポスト・トレード決済	カナダ決済協会 トロント証券取引所	完了

⁸⁰ Carolyn Wilkins (2016) “FinTech and the Financial Ecosystem: Evolution or Revolution?” Bank of Canada
<http://www.bankofcanada.ca/wp-content/uploads/2016/06/remarks-170616.pdf>

⁸¹ Bank of Canada “FinTech Experiments and Projects”（閲覧日：2020年6月12日）
<http://www.bankofcanada.ca/research/digital-currencies-and-fintech/fintech-experiments-and-projects/>

⁸² Payments Canada, Bank of Canada and R3 (2017) “Project Jasper: A Canadian Experiment with Distributed Ledger Technology for Domestic Interbank Payments Settlement”
https://www.payments.ca/sites/default/files/29-Sep-17/jasper_report_eng.pdf

⁸³ 近藤 (2018)

⁸⁴ R3 は米国を拠点として、世界各国の金融機関、テクノロジー関連企業、政府機関で構成されるコンソーシアムである。
<https://www.r3.com/>

⁸⁵ Bank of Canada “Digital Currencies and FinTech: Projects”
https://www.bankofcanada.ca/research/digital-currencies-and-fintech/projects/?page_moved=1#Phase-4

フェーズ 4	クロスボーダー決済	シンガポール通貨庁(MAS) バンク・オブ・イングランド 商業銀行	完了 (2020年2月)
--------	-----------	---	-----------------

(出所) Carolyn A・Wilkins, Senior Deputy Governor Bank of Canada,
“Money for Nothing? A Central Banker's Take on Cryptoassets” を基に作成
<https://www.bankofcanada.ca/wp-content/uploads/2018/10/presentation-251018.pdf>
Princeton University, October 2018
(カナダ中央銀行のシニア副総裁、Carolyn Wilkins 氏によるプリンストン大学の講演)
(閲覧日:2020年6月12日)等

②規制動向

カナダ産業省競争局が 2016 年 5 月、フィンテックを含む技術革新が、消費者や企業の金融商品・サービスの利用方法に与える影響について調査を開始した⁸⁶。具体的な調査対象としては、P2P の銀行決済、e-wallet（電子マネー）・モバイル決済、クラウドファンディング（特に小～中規模ビジネス）、オンラインベースの金融アドバイザーサービス（ロボ・アドバイザーなど）が挙げられていた。

フィンテックの規制・監督体制としては、連邦レベルでも州レベルでも、フィンテック固有の単一の規制・監督機関があるわけではなく、展開するビジネスに応じて従来の規制・監督が適応される⁸⁷。銀行業務や消費者信用、保険、資本調達といったサービスを提供する場合には、それぞれの既存の規制・監督制度の管轄下に置かれることになる。さらに、個人情報保護及び電子書類法（PIPEDA：Personal Information Protection and Electric Documents Act）をはじめ、プライバシー保護や消費者保護に関する規制、反マネーロンダリング規制等の適応も受ける。暗号通貨または暗号資産については、2017 年 8 月に、カナダ証券管理委員会（CSA）が暗号通貨の交換、イニシャル・カレンシー・オフアリング、イニシャル・トークン・オフアリング、暗号通貨投資ファンドに連邦証券法を適応するための指針（Staff Notice 46-307）を発出し、証券業の規制・監督の対象とされることになった。

③主要企業・投資動向

カナダでは、トロント、モントリオール、カルガリー、バンクーバーにフィンテック企業の集積が進みハブとなっている。とりわけトロントには 1,200 社以上が集積しているとされる⁸⁸。KPMG によると 2021 年にフィンテックへの投資額は 64 億米ドルを記録した。カナダは AI への投資が進んでいることで知られ、大手銀行では AI を活用したロボ・アドバイザーサービスの充実が図られている。フィンテック・ユニコーン（評価額が 10 億ドル以上の未上場企業）とされる企業として、Wealthsimple（multiplatform banking）、FreshBooks（cloud banking）、Trulioo（digital identity）、Dapper Labs（blockchain）、Blockstream（blockchain）、FreshBooks（cloud accounting）がある。

McKinsey 社によれば⁸⁹、カナダは他の類似国と比較するとデジタル金融サービスの普及率が低い。カナダの金融機関は収益規模が大きくて収益性も高く、また上位機関への集中度も高く、新規のフィンテック企業にとっては魅力的な市場ではあるものの、

⁸⁶ Government of Canada（2017）

⁸⁷ ICLG.com FinTech Laws and Regulations Canada 2022-2023（閲覧日：2023年1月3日）<https://iclg.com/practice-areas/fintech-laws-and-regulations/canada>

⁸⁸ The FinTech Times, “The Rise of FinTech in Canada:Home to a Vibrant Innovation Ecosystem” , March 30,2022（閲覧日：2023年1月3日）<https://the.fintech.times.com/rise-of-fintech-in-canada-innovation-ecosystem/>

⁸⁹ <https://www.mckinsey.com/ca/overview/springtime-for-canadas-fintech-industry>

マーケットに浸透していくのは困難であるとされている。

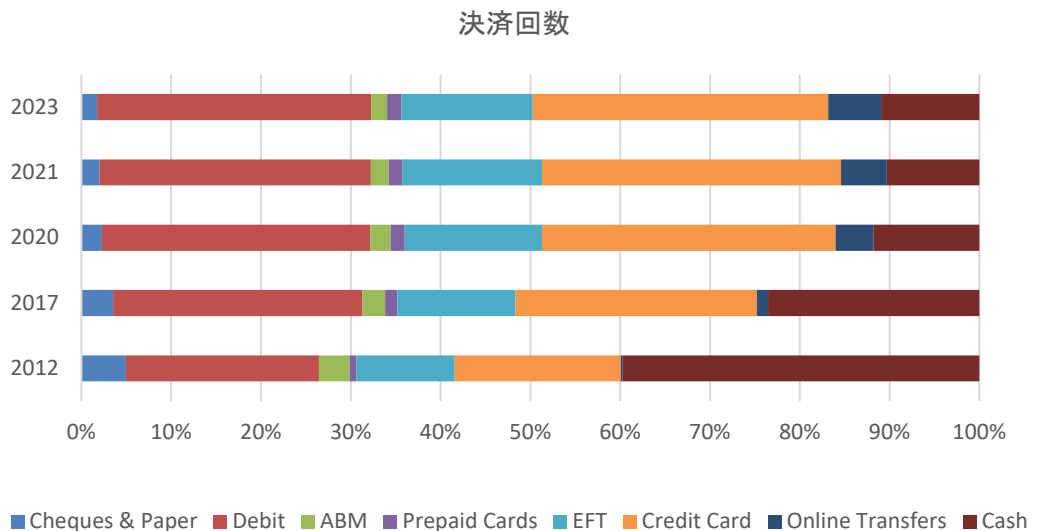
しかし、KPMGによれば⁹⁰、カナダのフィンテックへの投資は2024年上半期には過去最高を記録した。上半期の投資額は78億C\$であり、前年の年間総額である11億円の7倍以上となった。米国のプライベートエクイティ企業が主導するコンソーシアムがモンリオールを拠点とする決済企業であるNuwei社を63億C\$で買収、また、ニューヨークを拠点する企業が、モンリオールを拠点するソフトウェアプロバイダーPlusgrade社を11億C\$で買収した。今後、カナダでもフィンテック投資が増加していくことが予想される。

(2) キャッシュレス化の状況

決済では、現金や小切手といった伝統的な手段にかわり、カード決済や電子資金振替（EFT：Electric Funds Transfer）、オンライン決済、モバイル決済といった決済手段が拡大している。コロナ禍はそうしたキャッシュレス決済への移行を加速した。

カナダ決済協会（Payments Canada）による手段別決済動向調査によると、2023年の決済回数は対前年比6%増の217億回、決済金額は同1%増の11.9兆カナダドルである。決済のトレンドはこの5年間で大きな変化はない⁹¹。手段別内訳を見ると、件数ではクレジットカードが最大の32.9%を占め、次いでデビットカードが30.6%、EFT（Electric Funds Transfer 電子資金振替）が14.6%、現金が11.0%となる一方、金額では、EFTが60.9%と過半を占め、次いで小切手が24.1%となっている。特筆すべきは、EFTの決済額が過去5年間で40%伸びていること、またオンライン決済がこの5年間で160%伸び、もっとも伸び率の大きい決済手段となったことである。

図表 22: 決済回数・金額における各決済手段のシェア

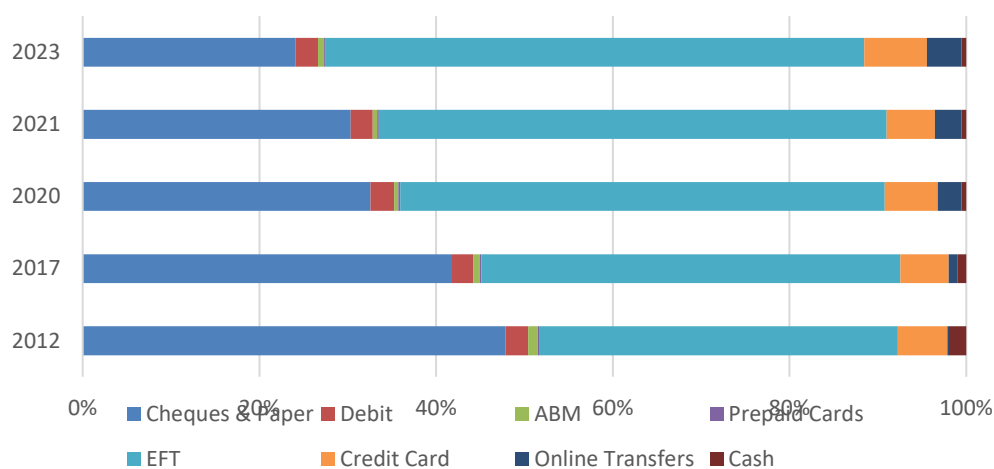


⁹⁰ <https://kpmg.com/ca/en/home/media/press-releases/2024/08/canadian-fintech-investment-hit-high-in-h1-2024.html>

⁹¹ Payments Canada, Canadian Payment Methods and Trends 2024（閲覧日：2025年1月14日）

https://www.payments.ca/sites/default/files/PaymentsCanada_Canadian_Payment_Methods_and_Trends_Report_2024_En.pdf?utm_source=web&utm_medium=pdf&utm_campaign=cpmreport&utm_ID=02-10-2024&utm_content=&utm_keyword=1

決済金額



(注) ABM (Automated Banking Machine) は ATM と同義。

なお、決済回数、決済金額はいずれも法人による決済を含むベース。

(出所) Payments Canada, **Canadian Payment methods and Trends** 各年号。

コロナ禍による消費行動・決済行動の変化について、2020年の金融システム報告書 (Financial System Review)⁹²は、新型コロナウイルスの拡大が経済のあらゆる面に影響し、国民の購買活動、サービス対価の支払決済に顕著な変化が表れ、非接触型決済が増加、現金利用が減少し、オンライン利用により金融サービスのデジタル化が加速するとしている。同報告書は、新型コロナウイルスの影響をきっかけとした生活様式の変化によるデジタル化の流れを定着させるには、さらに継続的な奨励策の実施が必要であると指摘している。

また、2020年5月にカナダ決済協会⁹³は”The payment trends during COVID-19 study”の中で、新型コロナウイルス拡大に伴いカナダの個人の現金による決済は抜本的な転換期を迎えたと指摘している。パンデミック前と比較して、カナダ国民の75%が消費を減らし、62%が現金の利用を減らした。国民の42%が非接触による支払いを受けない店舗での購買を避ける傾向にあるとしている。

これらの理由として、パンデミックを境に、国民の93%が不要不急の外出を控え、国民生活に必要な最低限の購買に終始したこと、オンライン会議や、オンデマンド・エンターテインメントなど新しい生活様式にシフトしたことにより、現金や小切手から、Interac社のe-TransferやPayPal、クレジットカードといった非接触での支払が可能な電子決済、オンライン決済、e-コマース、モバイル決済への転換が進んだとしている。

キャッシュレス決済の拡大の背景には、オンライン・バンキングやモバイル・バンキングの浸透がある。スマートフォンアプリなどを通じたモバイル・バンキングは、各金融機関が積極的に導入してきた。ビッグ・シックスの各行は、ブラウザ、専用アプリを通じたサービスの提供を行っている(図表24)。口座の収支確認、口座間の送金サービスが利用できるほか、Canadian Imperial Bank of Commerceではオンラインでの外貨購入が可能である。

⁹² Bank of Canada (2020)

⁹³ Payments Canada “COVID-19 pandemic dramatically shifts Canadians’ spending habits”
<https://www.payments.ca/about-us/news/covid-19-pandemic-dramatically-shifts-canadians%E2%80%99-spending-habits>

カナダ中銀の調査⁹⁴によれば、カナダではオンライン決済として e-Transfer⁹⁵と呼ばれるシステムが主として利用されているようである。e-Transfer は Interac 社が提供する、銀行間送金サービスである。銀行のオンライン、モバイルバンキングサービスに登録していれば、メールアドレス、もしくは携帯電話番号を利用して、異なる銀行の口座間で簡単に送金できる。同サービスは大手行のビッグ・シックスなどの商業銀行の他、デジャルダン・グループ、その他多数の信用組合（Credit Union）で利用可能であり、カナダにおける利便性の高さが窺われる。また、送金処理が速いことも消費者の利便性を高めている。例えば、カナディアン・バンクの同システムでは、e-Transfer による送金処理は 1 分程度で終了する。同調査においては、P2P（個人間決済）においては現金に代わる形で、e-Transfer の利用度が高まっていると指摘している。

e-Transfer は毎日 1,860 万回の取引があり、300 の金融機関が加盟している。Interac 社はカナダでもっとも信用のある金融機関とされている⁹⁶。

図表 33: 主要 6 行の提供するオンライン・バンキング・サービス（一例）



(出所) ビッグ・シックス (National Bank of Canada, Royal Bank of Canada, Bank of Montreal, Canadian Imperial Bank of Commerce, The Bank of Nova Scotia (Scotiabank), The Toronto Dominion Bank (TD)) 各行ウェブサイトを基に作成

(3) モバイル決済の動向

モバイル決済には、銀行が提供しているアプリや、Wise や PayPal といった銀行以外の事業者が提供するアプリ、クレジットカード等の決済手段に連動した e-commerce アプリ、Google Pay や Apple Pay 等の Digital wallets によるデジタル決済が含まれる。

先述の Payments Canada の報告書によると、モバイル決済を利用したことがある人は、新型コロナウイルスの感染が始まった 2020 年 3 月にはわずか 14%であったが、それから 30 か月後の 2022 年 10 月には 46%まで増加しており、新型コロナ禍がモバイル決済普及に拍車をかけたことが見てとれる⁹⁷。

⁹⁴ Walter Engert, Ben S. C. Fung (2019)

⁹⁵ Interac 社ウェブサイト (閲覧日: 2020 年 6 月 12 日) <https://www.interac.ca/en/interac-e-transfer-consumer.html>

⁹⁶ Interac 社ウェブサイトより

⁹⁷ CANADIAN PAYMENT METHODS AND TRENDS REPORT 2023 P5
https://www.payments.ca/sites/default/files/PaymentsCanada_Canadian_Payment_Methods_and_Trends_Report_2023_En.pdf

(4) リテール決済に関する法規制の状況

2021年6月にリテール決済に関する法規制として「リテール決済法（RPAA：Retail payment Activities Act）」が制定された⁹⁸。リテール決済の規制・監督体制については、2017年に財務省が公表したコンサルテーション・ペーパーに論じられており、RPAAの制定により、2,500事業者以上と推定されるリテール決済サービス事業者（PSP：payment service providers）が、銀行等と同様に、中央銀行の監督下に置かれることになった⁹⁹。同法では、国家安全保障の確保に加え、エンドユーザーの保護ならびにリテール決済分野の技術革新の推進を目的としている。

同法で定義されるリテール決済機能は、①一人またはそれ以上のエンドユーザー向けに電子資金振替（EFT）に関連した口座の提供または維持、②エンドユーザーによる引出しまたは、本人を除く個人または機関への振替が行われるまで、エンドユーザーのために資金を保持、③エンドユーザーの要請に応じてEFTを開始、④EFTまたはEFTに関連する指示の送受信、⑤決済機能の提供となっている。

事業者は、今後発効予定の細則に従って登録が求められ、中央銀行に対して、オペレーショナル・リスク軽減策に関する詳細な年報の提出や、事業内容の変更やエンドユーザーや他の事業者に影響を及ぼすような事案についての報告が義務付けられることになる。

また、カナダ銀行（中央銀行）は、2024年2月から5月にかけて同規制に対するパブリックコメントを求めた上で、以下の4つのガイドラインを策定した。

- ・ オペレーション・リスク及び事故対応
- ・ 事故報告
- ・ 重大な変更または新たな活動についての周知
- ・ エンドユーザーの資金の保護

これらのガイドラインは2025年9月28日に発効予定である¹⁰⁰。

(5) リテール金融機関の顧客接点におけるDX

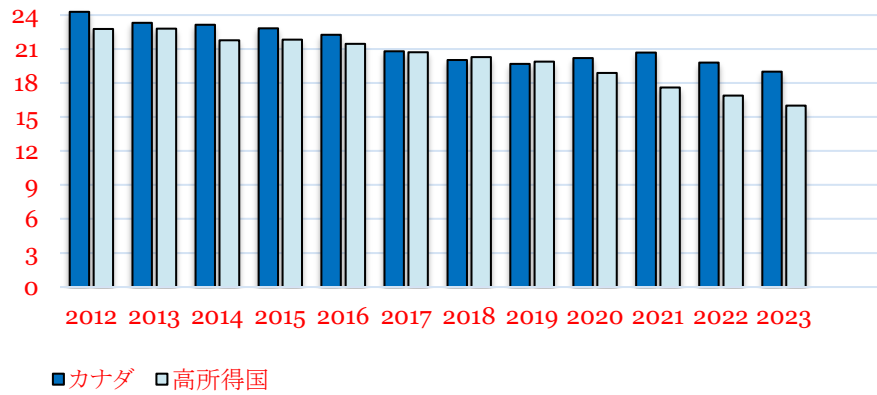
世銀データによると、カナダの銀行支店数は高所得国平均並みであるが、減少傾向にある。一方、ATM設置台数は、高所得国平均を大幅に上回っているものの、2017年をピークに頭打ちとなっている。これらは、オンライン・バンキングやモバイル・バンキングの浸透を受けたものと思われる。

⁹⁸ <https://payments.ca/retail-payment-activities-act-and-what-it-means-retail-payments>

¹⁰⁰ <https://www.bankofcanada.ca/wp-content/uploads/2024/10/overview-findings-retail-payments-supervision-consultation.pdf>

図表 24: 銀行支店数 高所得国平均比較(10 万人あたり)

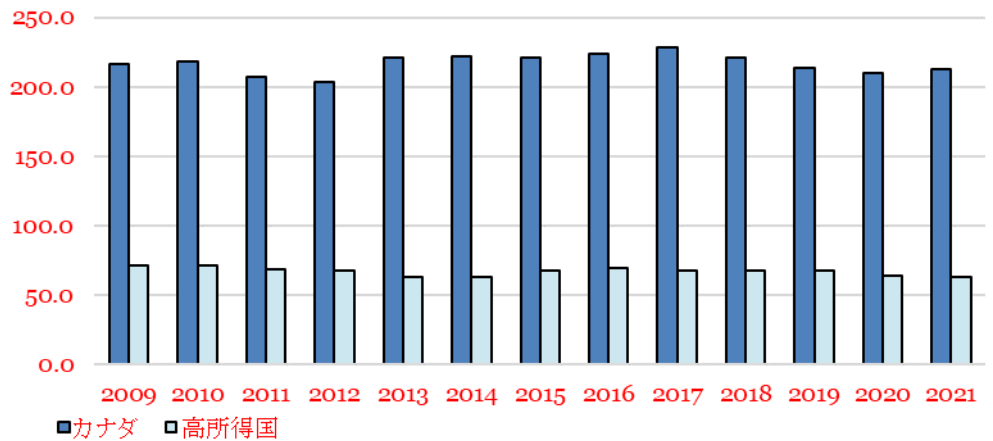
(支店)



(出所) World Bank “Bank branches”を基に作成

図表 25: ATM 設置数 高所得国比較(10 万人あたり)

(台)



(出所) World Bank “Automated teller machines (ATMs)”を基に作成

カナダ銀行協会は、主要銀行の州別の支店数、ATM 数を公表している（図表 25）。首都オタワや州都トロントが位置するオンタリオ州、モントリオールが位置するケベック州に支店、ATM が集中している。前述の世界銀行のデータと異なり、主要 9 行のデータであることには留意が必要であるが、人口 1 万人当たりの支店数及び ATM 設置台数を比較すると、支店数は概ね 1.5～2 店、ATM 台数は 4～6 台となっている。州による大きな差は見受けられない。

図表 26 : 主要銀行の州別の支店数及び ATM 設置台数

	2023年人口 (万人)	2024年人口 (万人)	主要9行支店数合計		主要8行ATM合計台数	
			(2023年)	1万人当り	(2023年)	1万人当り
ブリティッシュ・コロンビア州	559	572	794	1.4	2,519	4.5
アルバータ州	474	493	661	1.3	2,417	5.1
サスカチュワン州	122	125	187	1.5	486	4.0
マニトバ州	147	150	175	1.2	576	3.9
オンタリオ州	1,582	1,617	2,383	1.5	7,527	4.8
ケベック州	892	910	950	1.0	3,562	4.0
ニューブランズウィック州	84	86	135	1.6	451	5.4
ノバスコシア州	106	108	177	1.6	632	6.0
プリンスエドワードアイランド州	18	18	25	1.4	83	4.6
ニューファンドランド・ラブラドール州	54	55	97	1.8	324	6.0
ユーコン準州	5	5	7	1.4		
ノースウエスト準州	4	5	16	1.8	42	3.2
ヌナブト準州	4	4				
全国	3,801	3,843	5,607	1.5	18,619	4.9

a

(注) 支店数はカナダ銀行協会に加盟する銀行のうち 9 行(ビッグ・シックス、Canadian Western Bank、HSBC Bank Canada、Laurentian

Bank of Canada)の合計。ATM 数は 8 行(ビッグ・シックス、HSBC Bank Canada、Laurentian Bank)の合計。

(出所) カナダ統計局 (Statistics Canada) (閲覧日: 2025 年 1 月 15 日)

人口: “Population estimates, quarterly” <https://www150.statcan.gc.ca/t1/tbl1/en/tv.action?pid=1710000901>

カナダ銀行協会 (Canadian Bankers Association) (閲覧日: 2023 年 1 月 4 日)

ATM 数 <https://cba.ca/article/abms-in-canada> 支店数 <https://cba.ca/article/bank-branches-in-canad>

近年のカナダでは、オンライン送金の利用増加など消費者の行動変化を受け、支店や ATM の展開状況に変化が生じつつある。カナダ中銀の調査によれば、テラーレスと呼ばれる、現金出納窓口を持たない支店が増加している。現金出納サービスは支店内に併設した ATM のみで取り扱い、有人窓口では金融アドバイザー業務などの対人サービスを提供するという方針に、銀行がシフトしつつある。

TD グループではチャットボット型の個人向けヘルプサービスの提供を開始するなど、新技術を利用した新たなサービス提供に繋げる動きも表れている。

ビッグ・シックスの顧客の間ではモバイル・アプリが急速に浸透している。カナダ銀行協会の 2022 年の調査によると¹⁰¹、78%の人々が銀行取引のほとんどをデジタルチャンネルで行っており、89%の人々がオンライン・バンキングを使用している。65%の人々がモバイル・アプリのバンキングサービスを利用しており、4人に3人がデジタルバンキングを使い続けるとしている。また、86%の人々が銀行が提供するデジタルバンキングサービスを信頼している。

庶民金庫を統括するデジャルダン・グループは、フィンテックに特化した投資ファンドを設立し、500 億カナダドルの投資を行う計画を発表している¹⁰²。また、地域密着型の金融サービスの提供や、バスを活用した移動式支店、学生の進路・キャリア相談所の運営、若年層の起業支援など、顧客の裾野を広げるための様々な取り組みを強化している。2019 年年次報告書では、同グループのデジタルトランスフォーメーションが目標の目玉に掲げられている。具体的には、商品やサービスのモバイル対応の拡充や、顧客の多様化するニーズに合わせたサービスを提供するための人材の獲得、育

¹⁰¹ <https://cba.ca/article/surging-use-of-digital-banking-accelerates-during-the-pandemic-cba-survey>

¹⁰² Desjardins (2018) “2017 Desjardins Group Annual Report”

<https://www.desjardins.com/ressources/pdf/d50-rapport-annuel-mcd-2017-t4-e.pdf?resVer=1521046909000>

成を行うとしている。また、同グループと Google Assistant の連携や同グループのモバイルアプリケーション Accés D を活用した顧客の住宅ローン申込支援、小規模事業のローン審査を 48 時間で行い 5 日後に貸付開始をするといったサービスの提供など、消費者へのアプローチのデジタル化を加速させている¹⁰³。

(6) インターネット専門銀行

店舗をもたないオンライン専門銀行として、Tangerine や EQ Bank、Simplii Financial 等がある。

Tangerine¹⁰⁴はスコシアバンクの子会社で、2012 年にスコシアバンクが買収した ING Direct Canada を 2014 年に改名して操業を開始。顧客数は 200 万人以上とされる。店舗はもたないが、トロント、モントリオール、バンクーバー及びカルガリーに、金融サービスの情報やアドバイスの提供を目的とする“cafes”と称する場（コーヒー付き）を設けている。当座預金、普通預金、投資口座といった預金・貯蓄商品、住宅ローン、クレジット・ラインなどの貸付商品、クレジットカードを含むフルバンキング・サービスを展開している。当座預金や普通預金は手数料無料で、相対的に高金利となっている。iOS と Android で利用できるモバイル・アプリを提供している。国内 3,500 台の ATM をはじめ世界で 44,000 台の ATM にアクセス可能となっている。スコシアバンクの ATM 利用料は無料となっている。預金保険機構加盟銀行である。

EQ Bank¹⁰⁵は 2016 年に操業を開始し、顧客数は 29 万人以上とされ、2022 年 12 月には、従来サービスを展開していなかったケベック州への参入を発表している¹⁰⁶。モバイル・アプリは iOS と Android で利用可能である。預金商品の Savings Plus Account は小切手の支払も可能で、口座維持手数料や電子資金振替、EQ 口座間の振替は無料、最低残高の規定もなく、相対的に高金利（2025 年 1 月 15 日時点で 3.50%）である。GICs、TFSA Saving Account、RSP Savings Account の提供も行っている。預金保険機構加盟銀行である。

Simplii Financial¹⁰⁷は CIBC の一部門として 2017 年に設立。顧客数は約 200 万とされている。当座預金、普通預金のほか、GICs、TFSA、RESP 等の投資口座、住宅ローンや無担保ローン等の貸付商品、クレジットカード等を提供している。当座預金、普通預金の口座維持手数料は無料で最低残高の規定も無い。預金金利は相対的に高水準。CIBC の国内 ATM へのアクセスが可能で、24 時間体制の電話サポートを提供している。モバイル・アプリは iOS と Android で利用可能である。

(7) デジタル通貨導入に向けた動き

中央銀行副総裁の Carolyn Wilkins 氏は 2018 年 10 月の講演¹⁰⁸で、暗号通貨に代表される Cryptoassets（暗号資産）が、金融包摂、プライバシー、安全資産へのアクセスという観点において、中央銀行が発行するデジタル通貨の先行きに示唆を与えるもの

¹⁰³ Desjerdin グループ年次レポート（2019 年版参照）では、テラーメードの金融サービスや、若年者・移住者向けの金融教育プログラムなど、多様な角度から消費者に寄り添ったサービスの提供を目指す姿勢が窺える。

¹⁰⁴ Tangerine ウェブサイト（閲覧日：2025 年 1 月 15 日）<https://www.tangerine.ca/en/about-us>

¹⁰⁵ EQ Bank ウェブサイト（閲覧日：2025 年 1 月 15 日）<https://www.eqbank.ca/>

¹⁰⁶ <https://www.prnewswire.com/news-releases/eq-bank-launches-in-quebec-301698532.html>（閲覧日：2023 年 1 月 4 日）

¹⁰⁷ Simplii Financial <https://www.simplii.com/en/home.html> ウェブサイト（閲覧日：2025 年 1 月 15 日）

¹⁰⁸ Carolyn A. Wilkins（2018）

であると言及した。一方で、金融制度の安定性や、金融政策運営に暗号資産が与える影響については、今後も議論すべきであると指摘している。同副総裁のレポート(2019)¹⁰⁹では、暗号資産の出現は、インフレターゲットという現在の金融政策の枠組みに対して、実行を阻害するものではないと評価している。また、今後の新たな政策枠組みに対しても、実現可能な政策基盤を示唆するものではないと評価している。

暗号資産の普及に対するリスクについては、2019年の金融システム報告書(Financial System Review)¹¹⁰において、中央銀行の評価が示されている。暗号資産について「消費者と投資家に対して、金融安定性におけるリスクを与える」ものであると指摘している。現状では、暗号資産がカナダの金融システム全体の安定性を明確に阻害することはないものの、引き続き国内外の取引・規制動向についてモニタリングを継続することが必要という評価である。

2017年8月に発出されたカナダ証券管理委員会(CAS)の通達により、暗号通貨・資産を証券業の規制・監督の対象とすることが示されたのに続いて、2018年6月には、トークンの発行/販売について証券業関連規制の適用の指針が示された(CAS Staff Notice46-308)¹¹¹。

2019年3月に、CASとカナダ投資業規制機構(IIROC: Investment Industry Regulatory Organization of Canada)によるコンサルテーション・ペーパー(21-402)が公表され、暗号資産取引プラットフォームの枠組みが提案された。そこでは、暗号資産取引プラットフォームは、IIROC登録ディーラーと市場参加者で構成されるべきとされ、関連する証券業規制の適用が示唆された。2020年1月には、CSAから暗号資産取引所への証券業関連規制の適応について、指針が発出されている(Staff Notice 21-327)。

2014年にはマネーロンダリングとテロリストへの資金供給に対する規制法(PCMLTFA: Proceeds of Crime (Money Laundering) and Terrorist Financing Act)が、仮想通貨(Virtual currencies)取引にも適応されるように改正された。2018~20年にかけてその細則が制定され、それらが発効した2021年6月以降、仮想通貨ディーラーは、同法下でカナダ金融取引及び報告分析センター(FINTRAC: Financial Transactions and Reports Analysis Center of Canada)に、マネー・サービス事業者(MSBs: Money Services Businesses)としての登録が求められることになった。

CASは、2022年仮想通貨交換業者の破綻を受け、2022年8月15日に新たな規制を導入した¹¹²。これによれば、仮想通貨の証拠金取引が禁止されるとともに、マージン取引やレバレッジ取引も行うことができなくなり、顧客資産の分別管理も徹底されることとなる。

中央銀行デジタル通貨(CBDC: Central Bank Digital Currency)については、2020年9月に緊急時対応計画を公表し、2022年3月には米国MITとの共同開発計画を発表¹¹³するなど、開発を進めているものの、今のところ発行する必要はないとしている¹¹⁴。

¹⁰⁹ James Chapman and Carolyn A. Wilkins (2019)

¹¹⁰ Bank of Canada (2019)

¹¹¹ <https://iclg.com/practice-areas/fintech-laws-and-regulations/canada> (閲覧日: 2023年1月4日)

¹¹² <https://www.securities-administrators.ca/news/csa-provides-update-to-crypto-trading-platforms-operating-in-canada/>

¹¹³ 中央銀行ウェブサイト (閲覧日: 2023年1月4日) <https://www.bankofcanada.ca/2022/03/central-bank-digital-currency-collaboration/>

¹¹⁴ 中央銀行ウェブサイト (閲覧日: 2023年1月13日) <https://www.bankofcanada.ca/research/digital-currencies-and-フ>

カナダ中央銀行が取りまとめた 2020 年から 2023 年までの「デジタル・カナダドルに対する取組みの要約」¹¹⁵によれば、デジタル・カナダドルは金融包摂を解決するのではなく逆に格差を拡大するおそれがあること、プライバシーやセキュリティの面で問題があること、銀行預金に置き換わることにより銀行の与信創造を阻害するおそれがあること、等のデメリットが記載されており、CBDC に対する消極姿勢が伺われる。

2. 郵便局金融を含めた金融包摂

(1) 格差に関する社会情勢・国民意識とそれらを背景とした格差是正政策

所得格差について、2021 年の国勢調査（5 年に 1 回実施）の結果を見ると、家計所得（税引き後）の上位 10%と下位 10%の比率でみる格差指標は、2020 年には 3.8 と、前回調査時（2015 年）の 4.6 から縮小している¹¹⁶。また、ジニ係数を見ると、税引き前所得は 2015 年の 0.464 から 2020 年に 0.462 とほとんど変わらないが、税引き後所得では 0.342 から 0.302 へ低下している。このような税引き後所得の格差縮小は、税額控除等の格差是正措置の効果を示すものと評価されている¹¹⁷。前回の国勢調査実施時以降、Canada Child Benefit が導入されているほか、コロナ禍を受けた緊急支援措置が講じられている。

Canada Child Benefit は、「子供の貧困問題」の克服を目指し 2016 年 7 月に始動した児童手当支給プログラムである。2016 年国勢調査によると、2015 年の貧困率は 14.5%であったが、子供の貧困率は 0～5 歳で 19.2%、6～10 歳で 18.6%、11～17 歳で 16.6%と全体を上回っていた。同プログラムでは、低～中所得の 18 歳未満の子供のいる家庭を対象に養育費を支援するもので、2030 年までに子供の貧困を対 2015 年比 50%の削減を目指している。2022/23 年度には、6 歳未満の子供一人当たり最大 6,997 カナダドル/年、6～17 歳までの子供一人当たり最大 5,903 カナダドル/年が支給される¹¹⁸。2021 年国勢調査によると、2020 年の貧困率は 8.1%に低下し、子供の貧困率は 0～5 歳で 9.1%、6～10 歳で 8.5%、11～17 歳で 7.9%と、大幅に低下している¹¹⁹。

子供の貧困問題に加え、カナダでは先住民の格差問題が深刻である。子供の貧困問題でも、ひとり親家庭の子供に加え、先住民の子供の貧困が大きな問題となっている。2021 年国勢調査によると、2020 年の先住民の人口は 5.0%である¹²⁰。憲法で規定される先住民には、ファースト・ネイションズ（First Nations、北米インディアン）、メティス（Metis、先住民とヨーロッパ人の両方を祖先とする人々）、イヌイト（Inuit、北極地方の人々）の 3 グループがあるが、とりわけ大都市圏の先住民で貧困問題は深刻となっている。マニトバ州ウィニペグ（Winnipeg）では、2020 年の先住民の貧困率は、ファースト・ネイションズが 23.2%、メティスが 10.5%、イヌイトが 14.4%で、先住民全体で 16.0%と、非先住民の貧困率の 8.4%を大幅に上回っている¹²¹。

インテック/projects/central-bank-digital-currency/

¹¹⁵ <https://www.bankofcanada.ca/digitaldollar/a-digital-canadian-dollar-what-we-heard-2020-23-and-what-comes-next/>

¹¹⁶ カナダ統計局ウェブサイト（閲覧日：2025 年 1 月 16 日）

<https://www150.statcan.gc.ca/t1/tbl1/en/tv.action?pid=9810009601>

¹¹⁷ <https://cupe.ca/new-data-reveals-drop-income-inequality-across-canada>（閲覧日：2025 年 1 月 16 日）

¹¹⁸ <https://www.canada.ca/en/employment-social-development/news/2022/07/families-across-canada-will-see-increase-in-canada-child-benefit.html>

¹¹⁹ カナダ統計局ウェブサイト <https://www12.statcan.gc.ca/census-recensement/2021/as-sa/98-200-X/2021009/98-200-X2021009-eng.cfm>

¹²⁰ カナダ統計局ウェブサイト <https://www150.statcan.gc.ca/n1/daily-quotidien/220921/dq220921a-eng.htm>

¹²¹ カナダ統計局ウェブサイト <https://www12.statcan.gc.ca/census-recensement/2021/as-sa/98-200-X/2021009/98-200-X2021009-eng.cfm>

先住民問題では、2021年5月に、ブリティッシュ・コロンビア州において、同化政策を推進していた先住民寄宿学校の跡地から、記録の無い215人分の子供の遺骨が発見され、大きな衝撃を与えた¹²²。先住民寄宿学校では1881～1996年までに同化政策のために15万人を超える先住民の子供が収容され、十分な食糧も与えられず、体罰や性的虐待を受けていたと見られている。2022年1月に、政府当局は先住民に対する2種類の和解協定案を発表¹²³。同化政策のため先住民の子供を強制的に家族から引き離したことに對する補償金200億カナダドルの支払と、先住民の子供に必要なサービスが提供されるように児童福祉制度の改善のために今後5年間に200億カナダドルを充当するというものである。

(2) 金融包摂政策における国、自治体、郵便局、銀行の関わり

カナダにおける金融包摂は、高い水準にある。世界銀行の調査によれば、2021年には15歳以上人口の99.63%が金融機関またはモバイル・マネー・サービス事業者に口座を保有¹²⁴しており、ほぼ全ての国民が何らかの金融機関を利用している。口座へはATMやモバイル端末からアクセスすることが想定される。カナダにおいては、成人10万人当たりのATM設置台数は212(2021年)と、高所得国平均(63)と比較しても非常に高い水準にある。それに加え、信用協同組織の存在を考慮すれば、カナダにおける金融サービスへのアクセシビリティは十分に高いと評価できよう。

このように、国全体で見れば、カナダにおいては金融サービスが十分に普及していると言えるが、主要金融機関のサービスから除外されてしまった低所得者などが、不適切な金融サービスを選択せざるを得ないことが問題となっている。とりわけ政府が問題視しているのは、ペイデイローン(payday loan)、すなわち超短期の高利貸付である¹²⁵。カナダでは制度上、消費者は最大1,500カナダドルまで借り入れることができるが、ペイデイローンは資金繰りが短期的になるうえ、返済利率が非常に高く、家計の負債を拡大させかねない。金融消費者局は、消費者に利用を控えると同時に、銀行・政府発行の小切手など、その他の手段で資金を調達するよう、注意喚起を行っている¹²⁶。

金融排除されてしまった人々に関しては、より適した金融サービスの必要性が議論されている。カナダ政府は金融セクターにおける規制・政策枠組みの改革に取り組んでおり、その第1弾では金融セクターにおける政策枠組みに対する意見書¹²⁷が提出された(2016年)。意見書に対するコメントでは、低所得者や資産保有額の低い人々に適切な金融サービスの利用を促すには、現行の枠組みでは不十分であるという意見が上がっている¹²⁸。したがって、ビッグ・シックスをはじめとした大手金融機関が必要性を認識し、少額・短期の資金貸付や資産構築口座などのサービスを提供していくことが必要であると指摘されている。

X2021009-eng.cfm

¹²² <https://www.reuters.com/article/pope-canada-idJPKBN2Po1VD>

¹²³ <https://jp.reuters.com/article/canada-indigenous-fostercare-idJPKBN2JE1X6>

¹²⁴ ここでは、回答者が自身の名義の口座、または配偶者・パートナーなどとの共有口座を保有している場合を指す。

<https://data.worldbank.org/indicator/FX.OWN.TOTL.ZS> (閲覧日: 2025年1月16日)

¹²⁵ Government of Canada “Payday loans” (閲覧日: 2021年1月5日)

<https://www.canada.ca/en/financial-consumer-agency/services/loans/payday-loans.html>

¹²⁶ 岩井(2013)

¹²⁷ Department of Finance Canada (2016)

¹²⁸ Jerry Buckland, Gail E. Henderson (2016) “Re: Review of the Federal Financial Framework”, November 14

<https://www.fin.gc.ca/consultresp/pdf-ssge-sefc/ssge-sefc-26.pdf>

(3) 提供される金融商品・サービス

金融包摂の促進には、グループ連帯貸付サービスや、少額金融サービスなどのマイクロファイナンスが手段として挙げられる。カナダでは、信用協同組織を担い手とする少額金融サービスが古くから根付いている。一方で、発展途上国等で近年に発展してきた、グループ連帯貸付のようなマイクロファイナンスの仕組みはさほど浸透していない。実際、1990年代に Calmeadow Foundation という非営利組織が連帯貸付型のマイクロファイナンスを展開したが、都市部では浸透せず 1999年に経営破たんした事例もある¹²⁹。信用協同組織以外には、現在では Royal Bank of Canada による RBC Social Finance Initiative¹³⁰や、Community Futures Development Corporation (以下、CFDC) という地域開発公社、カルガリーの地域経済開発を目的とする Momentum¹³¹という非営利組織によるマイクロファイナンスの取り組みが知られている。これらは社会・環境分野などの業務分野を絞り、小規模の資本金拠出を行うプログラムや、貧困層の起業・就業支援などを行っている。ブリティッシュ・コロンビア州に拠点を置く Community Micro Lending (CML)¹³²では、資金調達が困難な借手と貸手をピア・トゥー・ピアでマッチングするサービスを展開している。事業アイデアを有しながらも銀行からの融資を受けられない個人起業家のビジネスプランを同サービスが評価したうえで、ウェブサイト上で個人の融資を募るものである。融資は1人あたり最低250カナダドルで、上限はない。また、CMLは、地域経済の屋台骨である小規模事業の支援を通じて地域経済を活性化することを目的に、起業人材の育成、金融リテラシー強化のためのトレーニング/サポート・プログラムを複数実施している。これらのプログラム実施のための資金提供には、ブリティッシュ・コロンビア州、ビクトリア市、Victoria Foundation、the Lobstick foundation、BC Association of Aboriginal Friendship Centres といった生活弱者の地位向上プログラムを促進する団体や組織が名を連ねている。

マイクロファイナンスの中でも、少額貸付サービスは民間の消費者金融機関により提供されている。具体的な事業例としては、Alterna Savings がトロント、オタワ地域のコミュニティ組織と協同し、少額ローンなどのマイクロファイナンス・プログラムを展開している。そのほか Oiko Credit など、他にも類似したサービスを提供する金融機関が複数存在する。

カナダ金融消費者庁 (Financial Consumer Agency of Canada) は、「国家金融リテラシー戦略 2021-2026」を策定した¹³³。これは、同戦略 2015-2020 の成功を受けたものである。この戦略の内容は以下の通りである。

① 金融エコシステムの改善

・バリアを減らす

理解できるような形でコミュニケーションし、多様なニーズに応え、デジタルアセットやデジタルリテラシーの向上を図る。

¹²⁹ The GLOBE AND MAIL (2012) “Can microcredit work in Canada?” , January 30

(2018年5月9日更新、閲覧日：2020年5月22日)

<https://beta.theglobeandmail.com/life/giving/can-microcredit-work-in-canada/article1360187/?ref=>

¹³⁰ Royal Bank of Canada “RBC Social Finance Initiative” (閲覧日：2020年5月22日)

<http://www.rbc.com/community-sustainability/rbc-social-finance-initiative/index.html>

¹³¹ momentum “What We Do” (閲覧日：2020年5月22日)

<https://momentum.org/who-we-are/what-we-do/>

¹³² Community Micro Lending “who we are” <http://www.communitymicrolending.ca/who-we-are>

¹³³ <file:///B:/Downloads/financial-literacy-strategy-2021-2026.pdf>

・行動の触媒となる

信頼できる金融支援へのアクセスを増やし、金融に関する決定を簡素化する様式を用いて、消費者保護を強化する。

② カナダ人のスキル、能力、行動の改善

金融マーケットをナビゲートする、収入支出を管理する等の面で改善を図る。これらの柱に基づき具体的な施策が示されている。

(4) 政策評価と方向性

カナダでは郵便貯金制度は 1968 年に廃止されたが、金融包摂への郵便貯金への期待は根強くあり、カナダ・ポスト従業員組合は粘り強いロビー活動を展開してきた。同組合のロビー活動の目的には、全国津々浦々に展開している郵便局の存在が金融包摂に貢献できるということだけではなく、雇用創出への期待もある。こうしたなか、先述の通り、2022 年 10 月に、カナダ・ポストがトロント・ドミニオン銀行との提携により郵便局での小口融資サービス（1,000～30,000 カナダドル）の提供開始を発表したが、このサービスはすぐに停止となった。

その後、Development Bank of Canada と提携による中小企業向けのローンサービスの提供を開始した。また、フィンテック企業である Koho Financial と提携し、口座サービスを 2025 年に開始する計画であることを発表したのは上述の通りであり、今後の帰趨が注目される。

3. その他

(1) 顧客データを活用したビジネス動向

オープンバンキングは、銀行等金融機関が保有する顧客情報をフィンテック企業などの第三者金融機関に公開することにより、利用者にとっての金融サービスの利便性向上を図ることを目的とする。欧州や米国、日本、オーストラリアなど世界各国の規制当局や政府機関が取り組みを進めている。特に、大手銀行による寡占を問題視していた英国政府が力を入れており、2016 年 2 月に Open Banking Standard を策定し、オープンバンキングの枠組みやロードマップを定め、国内競争環境の改善の取り組みを始めた。

カナダでは、2018 年 9 月にオープンバンキング諮問委員会（Advisory Committee on Open Banking）が設立され、オープンバンキングのメリット検証¹³⁴を発表した。同検証では、金融サービスでの競争活性化により、消費者のニーズに応える革新的商品やサービスの創出が促進されるとの見解が示されている。また、オープンバンキングは消費者や小規模事業主に新しいチャンスを開くと同時にリスクをももたらすとしており、サイバーセキュリティやプライバシー保護などのリスクの軽減の検討など、規制や監督面での課題¹³⁵を残している。

カナダ財務省は 2024 Fall Economic Statement: Canada's Complete Framework for

¹³⁴ “A Review into the Merits of Open Banking” <https://www.canada.ca/en/department-finance/programs/consultations/2019/open-banking.html>

¹³⁵ “Open Banking Report - Open Banking 101” <https://www.canada.ca/en/department-finance/programs/consultations/2019/open-banking/summary.html>

Consumer-Driven Banking を発表した¹³⁶。

この中では、オープンバンキングは、「Consumer driven Banking」と表現されており、この目的、ガバナンス、スコープ、技術標準等の要素について今後の必要なアクションが記述されている。

財務省は、今後オープンバンキングの規制を法制化するとともに、関係機関との間でオープンバンキングの円滑な導入を進めていくとしている。

(2) リテール拠点における感染症対策

新型コロナウイルス感染拡大を受けた国内行動制限については、基本的に、連邦政府ではなく、州・準州政府が責任及び権限を有している。接触感染アプリとしては、連邦政府が提供する COVID Alert がある。Bluetooth 通信を介してアプリ・ユーザー同士の接触履歴を記録するもので、陽性の検査結果が出たユーザーが医療機関からワンタイム・キーを受け取りアプリ上にアップロードすることで、過去 14 日間に 2 メートル以内で 15 分以上接触したほかのユーザーに接触者通知としてアラートが通知される。

金融サービス事業者は電力エネルギー電力、水道、情報通信、運輸、保健・医療等とならび、エッセンシャル・ワーカーに定義されている¹³⁷。2020 年春の感染拡大当初、ビッグ・シックスは、一部支店の閉鎖、営業継続支店の営業時間の短縮、窓口での対応から ATM やオンライン・バンキング、モバイル・バンキングへの誘導、スタッフのテレワークへの移行といった対応を取った¹³⁸。

最大の州別人口を有するオンタリオ州では、2021 年 1 月及び 4 月に緊急事態宣言及びロックダウン措置の導入¹³⁹もあったが、10 月には公衆衛生対策の段階的長期緩和措置が発表¹⁴⁰され、感染状況や医療施設の状況、ワクチン接種の進展等に応じて、ワクチン接種証明の必要要件の緩和等が進められた。2022 年 6 月には、公共交通機関や病院でのマスク着用義務が解除され¹⁴¹、8 月には無症状陽性者の隔離義務（5 日間）も撤廃された¹⁴²。しかしながら、その後 11 月には、感染リスクの拡大や医療制度への圧力の高まりから、再び屋内でのマスク着用が強く推奨されるようになっている¹⁴³。

事業所では、新型コロナウイルス感染対策のセイフティー・プランの策定が求められている¹⁴⁴。雇用者に対して、事業所内の感染リスクを認識し、マスクの利用やスクリーニング、食事や休憩のとり方、ワクチン接種など、取るべき対策を定め、従業員の健康維持に責任を果たすことが求められている。

¹³⁶ <https://www.canada.ca/en/department-finance/programs/financial-sector-policy/open-banking-implementation/2024-fall-economic-statement-canadas-complete-framework-consumer-driven-banking.html>

¹³⁷ <https://www.publicsafety.gc.ca/cnt/ntnl-scrtr/crtcl-nfrstrctr/esf-sfe-en.aspx>（閲覧日：2023 年 1 月 5 日）

¹³⁸ <https://www.ctvnews.ca/health/coronavirus/big-banks-working-together-to-limit-branch-hours-reduce-number-of-branches-1.4856046>（閲覧日：2023 年 1 月 5 日）

¹³⁹ <https://www.jdsupra.com/legalnews/ontario-s-covid-19-response-a-history-1280608/>（閲覧日：2023 年 1 月 5 日）

¹⁴⁰ <https://news.ontario.ca/en/release/1001027/ontario-releases-plan-to-safely-reopen-ontario-and-manage-covid-19-for-the-long-term>（閲覧日：2023 年 1 月 5 日）

¹⁴¹ <https://news.ontario.ca/en/statement/1002160/most-masking-requirements-to-be-lifted-on-june-11>（閲覧日：2023 年 1 月 5 日）

¹⁴² ジェトロ ビジネス短信 2022 年 9 月 2 日付け（閲覧日：2023 年 1 月 5 日）

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2022/09/f4ae9c86890fbdafa.html>

¹⁴³ ジェトロ ビジネス短信 2022 年 11 月 16 日付け（閲覧日：2023 年 1 月 5 日）

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2022/11/f1930c810cbo78ab.html>

¹⁴⁴ オンタリオ州政府ウェブサイト（閲覧日：2023 年 1 月 5 日）<https://www.ontario.ca/page/covid-19-workplace-health-safety>

(3) 高齢化対策

カナダでは、2021年の国勢調査の結果において65歳以上の高齢者人口が19.0%と、14歳以下の子供の人口の16.3%を上回っており、少子高齢化の急速な進展が注目された¹⁴⁵。

カナダ銀行協会は、高齢者を対象とする金融リテラシー教育プログラム“Your Money Seniors”を導入している¹⁴⁶。詐欺防止（Fraud Prevention）、金銭的虐待（Financial Abuse）、資金管理（Cash Management）の3テーマについて、各々1時間ずつの無料セミナーを提供している。詐欺防止では、高齢者をターゲットとする詐欺の見抜き方や防ぎ方について、金銭的虐待では、とりわけ代理権や共同口座に関するリスクについて、資金管理では、退職後の資金的備えについて、金融関係者有志が講習を行っている。申し込みは、ウェブサイト上のフォームや電話で受け付けている。

カナダ消費者庁（National Consumer Agency of Canada）は、国家金融リテラシー戦略（National Financial Literacy Strategy 2021-2026）を策定している¹⁴⁷。これは、すべてのカナダ人に対して、アクセスしやすく、包括的で、効率的な金融リテラシー・エコシステムを創ることが目的であり、ますますデジタル化する世界の中で、誰もが金融面での強靱性を築くことができるようにするものである。そのために、デジタルへのアクセスの障害を取り除き、正しい金融選択をとることができるような触媒的な活動を行い、結果としてカナダ人が金融情報を収集して知識を身につけるスキルや能力を高め、支出・負債・貯蓄を管理することができるようにするための措置を講じるものである（前述）。

¹⁴⁵ <https://www12.statcan.gc.ca/census-recensement/index-eng.cfm>（閲覧日：2025年1月22日）

¹⁴⁶ <https://cba.ca/banks-respond-unique-needs-senior>

¹⁴⁷ <https://www.canada.ca/en/financial-consumer-agency/programs/financial-literacy/financial-literacy-strategy-2021-2026.html>

<出所資料一覧>

【国際機関・外国機関文献・データベース】

- ・ 日本国外務省ウェブサイト
- ・ International Monetary Fund
- ・ Group of 30

【中央銀行・監督官庁・銀行協会等 HP】

- ・ 金融機関監督庁(OSFI)
- ・ カナダ財務省
- ・ カナダ議会
- ・ カナダ信用組合協会
- ・ カナダ銀行
- ・ カナダ監査局
- ・ カナダ預金保険機構(CDIC)
- ・ カナダ統計局
- ・ カナダ貸付協会
- ・ カナダ銀行協会

【郵政公社・郵貯等】

- ・ カナダ・ポスト

【民間金融機関等 HP】

- ・ Desjardins
- ・ Desco Federal Credit Union
- ・ Meridien Credit Union
- ・ Toronto-Dominion Bank

【論文・雑誌・業界紙】

<邦文>

- ・ 入船剛(1994)「カナダの金融制度改革について—子会社方式による相互参入を中心に—」(日本銀行金融研究所『金融研究』、第13巻第2号、1994年7月)
(<https://www.imes.boj.or.jp/research/papers/japanese/kk13-2-2.pdf>)
- ・ 岩井浩一(2013)「カナダの金融監督制度の概要—グローバル金融危機を乗り越えた背景を中心に—」(金融庁金融研究センター ディスカッションペーパー、2013年6月)
(<https://www.fsa.go.jp/frtc/seika/discussion/2013/04.pdf>)
- ・ 川島啓右(1999)「カナダの2大銀行合併とその影響—カナダ金融機関の動向と人的資源革新」(日本国際経済学会『国際経済』1999巻50号)
(https://www.jstage.jst.go.jp/article/kokusaikeizai1951/1999/50/1999_50_140/pdf/-char/ja)
- ・ 近藤崇史(2018)「決済システムレポート・フィンテック特集号—金融イノベーションとフィンテック」日本銀行
(https://www.boj.or.jp/announcements/release_2018/data/rel180214a2.pdf)
- ・ 税制調査会(2019)「政府税制調査会海外調査報告(アメリカ・カナダ)(報告書)」内閣府

<https://www.cao.go.jp/zei-cho/content/1zen25kai2.pdf>

- ・ 林直嗣(1992)「カナダの金融システムとその改革」(慶応義塾経済学会『三田学会雑誌』、84 巻 4 号)

http://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/download.php/AN00234610-19920101-0116.pdf?file_id=86790

- ・ 藤原康史(2003)「北米協同組織金融の源流を探る—カナダのデジャルダン・グループの経営戦略から信用金庫の戦略を考える—」(信金中央金庫 地域・中小企業研究所『信金中金月報』、2003 年 3 月増刊号)

<http://www.scbri.jp/PDFsonohoka/sonota8.pdf>

- ・ 山田直夫(2019)「カナダの非課税貯蓄口座—制度と実態の概観—」(日本証券経済研究所『証券レビュー』、第 59 巻第 11 号)

<http://www.jsri.or.jp/publish/review/pdf/5911/03.pdf>

< 英文 >

- ・ Bank of Canada (2020) “Financial System Review—2020”

<https://www.bankofcanada.ca/2020/05/financial-system-review-summary-2020/>)

- ・ Bank of Canada (2022) “Financial System Review—2022”

<https://www.bankofcanada.ca/2022/06/financial-system-review-summary-2022/>

- ・ Bordo D. Michael, Hugh Rockoff, Angela Redish “A Comparison of the United States and Canadian Banking Systems in the Twentieth Century: Stability vs. Efficiency?”, National Bureau of Economic Research, NBER Working Paper No.4546, November 1993

<https://www.nber.org/papers/w4546.pdf>

- ・ The Canadian Bankers Association (2016) “How Canadians Bank: Annual trucking study on Canadian attitudes and behaviors towards banking”

<http://www.cba.ca/Assets/CBA/Documents/Files/Article%20Category/PDF/info-howCanadiansBank-poll-2016-en.pdf>

- ・ Canadian Digital Asset Coalition (2019) “Submission to the Joint Canadian Securities Administrators / Investment Industry Regulatory Organization of Canada on Consultation Paper 21-402: Proposed Framework for Crypto-Asset Trading Platforms”

https://www.osc.gov.on.ca/en/com_20190516_21-402_cdac.pdf

- ・ Carolyn A. Wilkins (2018) “Money for nothing? A Central Banker’s Take on Cryptoassets”, Bank of Canada, 4 October 2018

<https://www.bankofcanada.ca/2018/10/money-for-nothing-a-central-bankers-take-on-cryptoassets/>

- ・ Charles Freedman (1998) “The Canadian Banking System”, Bank of Canada

<https://www.banqueducanada.ca/wp-content/uploads/2010/01/tr81.pdf>

- ・ Choudhri U. Ehsan, Lawrence L. Schembri “A Tale of Two Countries and Two Booms, Canada and the United States in the 1920s and the 2000s: The Roles of Monetary and Financial Stability Policies”, 14 April 2013

<https://carleton.ca/choudhri/wp-content/uploads/A-Tale-of-Two-Countries-and-Two-Booms-Canada-and-the-United-States-in-the-1920s-and-the-2000s.pdf>

- ・ Christopher S. Henry, Kim P. Huynh and Q. Rallye Shen (2015) “2013 Methods-of-Payment Survey Results”, Bank of Canada Discussion Paper 2015-4

<https://www.bankofcanada.ca/2015/04/discussion-paper-2015-4/>

- ・ Department of Finance Canada (2016) “Supporting a Strong and Growing Economy: Positioning Canada’s Financial Sector for the Future”, A Consultation Document for the Review of the Federal Financial Sector Framework, 26 August 2016

- (<https://www.fin.gc.ca/activty/consult/ssge-sefc-eng.pdf>)
- Department of Finance Canada (2017) “Potential Policy Measures to Support a Strong and Growing Economy: Positioning Canada’s Financial Sector for the Future”, Review of the Federal Financial Sector Framework, 11 August 2017
(<https://www.fin.gc.ca/activty/consult/pssge-psefc-eng.pdf>)
 - Financial Stability Board (2019) “BigTech in finance Market developments and potential financial stability implications”, Financial Stability Board, 9 December 2019
(<https://www.fsb.org/wp-content/uploads/PO91219-1.pdf>)
 - Government of Canada (2017) “Technology-led innovation and emerging services in the Canadian Financial Services Sector”, Competition Bureau Canada, December 2017
([http://www.competitionbureau.gc.ca/eic/site/cb-bc.nsf/vwapj/フイnteック-MarketStudy-December2017-Eng.pdf/\\$FILE/フイnteック-MarketStudy-December2017-Eng.pdf](http://www.competitionbureau.gc.ca/eic/site/cb-bc.nsf/vwapj/フイnteック-MarketStudy-December2017-Eng.pdf/$FILE/フイnteック-MarketStudy-December2017-Eng.pdf))
 - Government of Canada (2018) “Canada Gazette, Part I, Volume 152, Number 23: Regulations Amending Certain Regulations Made Under the Proceeds of Crime (Money Laundering) and Terrorist Financing Act, 2018”, Department of Finance, 9 June 2018
(<http://www.gazette.gc.ca/rp-pr/p1/2018/2018-06-09/html/reg1-eng.html>)
 - Government of Canada (2019) “Canada Gazette, Part 2, Volume 153, Number 14: Regulations Amending Certain Regulations Made Under the Proceeds of Crime (Money Laundering) and Terrorist Financing Act, 2019: SOR/2019-240”, Department of Finance, 25 June 2019
(<http://gazette.gc.ca/rp-pr/p2/2019/2019-07-10/html/sor-dors240-eng.html>)
 - IIROC (2019) “Joint CSA/IIROC Consultation Paper 21-402 Proposed Framework for Crypto-Asset Trading Platforms” IIROC Notice, 14 March 2019
(http://www.iiroc.ca/documents/2019/196069ad-9053-4d8b-8022-a8e11a6c4385_en.pdf)
 - James Chapman and Carolyn A. Wilkins (2019) “Crypto “Money”: Perspective of a Couple of Canadian Central Bankers”, Bank of Canada, Staff Discussion Paper 2019-1,
(<https://www.bankofcanada.ca/wp-content/uploads/2019/02/sdp2019-1.pdf>)
 - J. William Rowly QC and John F. Clifford (1999) “Canadian Banks: Why the Mega-Mergers were Stopped”, McMillan Binch LLP, Global Competition Review, March 1999
(https://mcmillan.ca/Files/Canadian%20Banks_Why%20the%20Mega-Mergers%20were%20Stopped_Mar%201999.pdf)
 - OLIVER WYMAN (2017) “Consumer Banking in Canada: Omnichannel Strategy”
(https://www.oliverwyman.com/content/dam/oliver-wyman/v2/publications/2017/apr/Oliver_Wyman_Consumer_Banking_in_Canada.pdf)
 - Payments Canada (2017) “Canadian Payment Methods and Trends: 2017”, Payments Canada Discussion Paper No.8, December 2017
(https://www.payments.ca/sites/default/files/17-Jan-18/paymentscanada_trendsreport2017_final.pdf)
 - Walter Engert, Ben S. C. Fung (2019) “Cashless Bank Branches in Canada”, Bank of Canada, Staff Analytical Note 2019-29
(<https://www.bankofcanada.ca/wp-content/uploads/2019/10/san2019-29.pdf>)
 - Walter Engert, Ben S. C. Fung and Björn Segendorf (2019) “A Tale of Two Countries: Cash Demand in Canada and Sweden”, Bank of Canada, Staff Discussion Paper 2019-7
(<https://www.bankofcanada.ca/wp-content/uploads/2019/08/sdp2019-7.pdf>)